

平成30年第1回定例会（6月議会）

教育公安委員会（分科会）会議録

書記 飯坂 諭 録

招集年月日時 平成30年6月21日（木曜日）
予算特別委員会終了後

招集場所 議事堂 教育公安委員会室

本定例会（6月議会）における案件（委員会）

- 1 議案第149号
秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第161号
交通事故に係る和解について
- 3 議案第162号
交通事故に係る和解について
- 4 議案第163号
交通事故に係る和解について
- 5 議案第164号
交通事故に係る和解について
- 6 議案第165号
物損事故に係る和解について
- 7 請願第2号
義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について
- 8 請願第7号
秋田県高等学校再編計画の見直しの検討について
- 9 請願第11号
高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について
- 10 請願第22号
教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について
- 11 請願第24号
国の教育予算を増やし「高校無償化」を推進するよう求める意見書の提出について
- 12 請願第25号
特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について
- 13 付託案件以外の教育委員会及び警察本部関係の所管事項

本定例会（6月議会）における案件（分科会）

- 1 議案第137号
平成30年度秋田県一般会計補正予算（第2号）（教育委員会の関係部門）

平成30年6月21日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程
- 3 教育委員会の所管事項（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

書記

議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午前10時42分 開議

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
教育次長	眞壁聡子
総務課長	今川聡
警察本部長	森末治
警務部長	宮廻好彦
警務部参事官（兼）総務課長	佐々木恒
警務部首席参事官（兼）会計課長	阿部清喜

委員長

ただいまから、教育公安委員会を開きます。

初めに定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

警察本部長

【阿部首席参事官兼会計課長、佐々木参事官兼総

務課長を順次紹介】

教育長

【太田教育次長、眞壁教育次長、今川総務課長を順次紹介】

委員長

次に、委員会の新任担当書記を紹介いたします。
議会事務局政務調査課高橋健書記、以上で紹介を終わります。

次に、会議録署名員を指名いたします。

第1回定例会6月議会を通しての会議録署名員には、北林委員、渡部委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び、付託議案一覧表を配付しておりますので、これらをご覧の上、審査日程案について、御意見を願います。

大関衛委員

7月2日の審査は警察本部のみですか、警察本部の審査が終了すれば、引き続き教育委員会の審査を行うことはありますか。

委員長

警察本部だけで終わる予定です。

大関衛委員

わかりました。

委員長

なお、審査日程案では、7月2日に警察本部関係、7月3日及び4日に教育委員会関係を審査する予定となっておりますが、審査の進捗状況によっては、審査日程から、ずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は原案のとおり、決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

以上で、日程協議を終了いたします。

本日はこれをもって散会し、7月2日、月曜日、予算特別委員会終了後に、委員会及び分科会を開き、警察本部関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午前10時46分 散会

平成30年7月2日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 議案第161号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 3 議案第162号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 4 議案第163号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 5 議案第164号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 6 議案第165号
物損事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 7 警察本部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	菅原博文
副委員長（副会長）	高橋武浩
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	大関衛
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	薄井司

書記

議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午前10時46分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	菅原博文
副委員長（副会長）	高橋武浩
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	大関衛
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	薄井司

説明者

警察本部長	森末治
警務部長	宮廻好彦
生活安全部長	古屋義和
刑事部長	菊地毅
交通部長	坂本幸一
警備部長	湊信
警務部参事官(兼)首席監察官	平間伸司
警務部首席参事官(兼)警務課長	三浦潔
警務部首席参事官	高橋一
警務部首席参事官(兼)会計課長	阿部清喜
生活安全部首席参事官(兼)生活安全企画課長	武田達也
刑事部首席参事官(兼)刑事企画課長	泉浩毅
交通部首席参事官(兼)交通企画課長	佐藤和人
警備部首席参事官(兼)警備第一課長	武藤良
警務部参事官(兼)総務課長	佐々木恒博
生活安全部参事官(兼)地域課長	松井信博
交通部参事官(兼)運転免許センター長	納谷貴志
生活安全部少年女性安全課長	小松辰弥
交通部交通規制課長	三浦稔
警備部警備第二課長	佐藤正人

委員長（会長）

ただいまから、教育公安委員会及び予算特別委員会教育公安分科会を開きます。

初めに、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いいたします。

警察本部長

【平間警務部参事官兼首席監察官、湊警備部長、菊地刑事部長、古屋生活安全部長、坂本交通部長、武藤警備部首席参事官兼警備第一課長、泉刑事部首席参事官兼刑事企画課長、三浦警務部首席参事官兼警務課長、武田生活安全部首席参事官兼生活安全企画課長、佐藤交通部首席参事官兼交通企画課長、納谷交通部参事官兼運転免許センター長、佐藤警備第二課長、松井生活安全部参事官兼地域課長、小松生活安全部少年女性課長、三浦交通部交通規制課長の順に紹介】

委員長（会長）

次に、分科会会議録署名員を指名いたします。

第1回定例会6月議会を通しての分科会会議録署名員には、北林分科員、渡部分科員を指名いたします。

それでは、警察本部関係の議案の審査を行います。議案第161号、議案第162号、議案第163号、議案第164号及び議案第165号、以上5件を一括議題といたします。

警察本部長の説明を求めます。

警察本部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に関係部長の説明を求めます。

警務部長

【議案〔16〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了いたしました。

警察本部関係の議案について質疑を行います。ございませんか。

渡部英治委員（分科員）

若干確認したいと思います。警察の車両が被害に遭っているわけですが、追突事故が多い印象を受けました。その中で一番先に説明あった議案の161号ですが、損害額が一番大きく66万8,000円です。この車両はどういう車両ですか。

警務部参事官（兼）首席監察官

議案の161号の事案については、捜査用車両です。

渡部英治委員（分科員）

追突は、一般の事故でも結構あります。今、あおり運転などの関係で大分車間距離をとる指導はしていると思いますが——話は少しずれますが、私はよく中央道トンネル（秋田中央道路トンネルのこと）を通っていますが、ライトを点灯していない車両が結構いるのです。トンネル内の無灯火は基本的に違反になりませんか。

交通部長

トンネル内につきましては、ライトをつけることになっています。すぐ検挙には至りませんが、指導警告で対応しているところです。

渡部英治委員（分科員）

なぜ今トンネルの話をしたかという、最近トンネル内の事故や故障も含め、長時間にわたって不通になっている事案があるのです。トンネル内の指導は無理だとしても、トンネルに入るときや出てくる時に、やはり無灯火は察知できるのかと思って——ある程度指導は強化すべきではないかと思っておりますが、そういった声は一般の方からも聞かれませんか。

交通部長

特にトンネル内での無灯火ということで特別な声は届いておりませんが、やはり「夜間無灯火で走っている車両がいます」などということはありません。また、トンネル内に限らず、交通事故防止の観点から、対向車や前に車がない際は上向きのライトということで交通事故防止を呼び掛けているところです。

渡部英治委員（分科員）

もう一点確認しますが、交通規制、管理センターのほうで、いろいろな交差点や道路状況を確認するモニターがあります。これは、トンネル内には付い

ていないのですか。

交通部長

秋田中央道路につきましては、数は今手持ち資料にございませんが、監視カメラが付いております。道路管理者のほうでモニター監視をしています。

渡部英治委員（分科員）

分かりました。いずれそこに限定するわけではありません。冒頭申し上げたように、たびたび事故がいろいろな形でありますので、そういった傾向からひとつ車間距離の関係と無灯火の関係については徹底してほしいと申し上げておきます。

大関衛委員（分科員）

私の地元の事故が2件上がってきています。大体の状況は分かりますが、道路管理者との協議についてお聞きします。東成瀬村の蛭川の案件は、詳細なことは分からなければ結構なのですが、多分この方はこの湧き水をくみに来て、右折しようと無理に曲がってぶつかった案件だと思います。分からなければ結構です。横手署にいた方は分かると思います。

警務部参事官（兼）首席監察官

そこまで詳細な内容については、把握しておりません。

大関衛委員（分科員）

もらい事故は議案で、警察が起こしたほうは報告です。それはそれで処理してもらって結構なのですが、ここはやはり危険だという話が地元から上がってきているのです。これは県管理の道路なので、多分右折して、湧き水のところの駐車場は片側1台ぐらいしか停められないのです。多分無理して——ここにはものすごい人が水をくみに来ているのです。多分右折したところで、またUターンしないと反対側の駐車になるわけです。ですから、これはやはり何かしら道路管理者と協議しておかないとこういう事故が起きますので、道路管理者と協議してもらえば結構です。答弁は結構です。

それから、湯沢の案件も、詳しいことは分からないと思うのですが、多分両側の雪が多くて、国道398号との交差点の近くに右折レーンや左折レーンがとれなくなっているのです。ですから、何度もお話ししますが、これはやはり道路管理者と話をして、交通量の少ないときに排雪してもらわないと、こういう案件は起きます。起きたことは仕方がないのですが、今後高齢者も増えてきますし、それから大雪になりますと当然交通の障害は出てきますので、これを教訓として道路管理者と県と国とで協議してもらいたいと思いますが、警務部長、いかがですか。私も運転をしていて危険なところだとは分かっていますので、起こるべくして起きたところではないかと思えます。

警務部長

委員御指摘のとおり、公用車に限らず、交通事故に関しましては担当部局のほうでしっかり分析をして、関係機関との協議も併せてしっかりしていくことにより、交通事故の抑止に努めてまいりたいと考えています。

交通部長

秋田中央道路には、31基のカメラが設置されています。道路における安全で、円滑な通行、交通量の確認のために、道路管理者が設置していますが、相互に映像を交換して確認できるシステムになっています。

薄井司委員（分科員）

全般的に交通事故、物損事故だけ上がってきていますが、例えば損害額の大きい事故もあります。議案161号については、やはり七、八十万円ぐらい双方の損害があるのですが、こういった場合人身事故扱いとかと思うのですが、そういう形にはなっていません。たまたま人身事故ではないということですか。

警務部参事官（兼）首席監察官

委員の御発言のとおり、本事故については物損交通事故ということで対応しています。

薄井司委員（分科員）

例えば人身になった場合も、やはりここで全部損害賠償ということで処理していくということですか。

警務部参事官（兼）首席監察官

そのとおりです。けが人が出た事故の場合は、相手と和解して、その和解後に議会に諮ることになります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で警察本部関係の議案についての質疑を終了します。

警察本部関係の請願はありませんので、次に陳情等の審査を行います。

配付しています陳情一覧表により審査を行います。

18ページをお開きください。

18ページから29ページまでの陳情第1号「にかほ警察署の存続について」、陳情第2号「にかほ警察署の存続を求める要望について」、陳情第11号「にかほ警察署の存続を求める陳情について」及び陳情第12号「秋田県警察機能強化プラン（案）の見直しを求める陳情について」以上4件を一括議題とします。

質問等はございませんか。

大関衛委員（分科員）

にかほ署の存続について、市長や議会、また住民からいろいろ陳情上がってきていますが、その後の

住民説明会等、2月議会からの一連の経緯について教えてもらえますか。地元と協議して、どういうお話があったのか、今後どのように進めていくおつもりなのか。

警務部長

県警では、本年3月にかほ警察署の統合を含む秋田県警察機能強化プラン案を公表して以降、約1カ月間、まずパブリックコメントを実施したほか、地元住民や関係機関、団体に対する説明会を行ってまいりました。この説明会におきましては、住民の方々から多くの不安の声が寄せられています。また、平素の警察活動を通じましても、様々な御意見が寄せられているところです。現在、県警ではこうした声の一つ一つ丁寧に説明を行っているところです。これまでにかほ市長及びにかほ市議会議長には6回、にかほ署協議会を初めとします関係団体に6回、地元の町内会や企業に対しまして8回の合計20回の説明会を実施しています。このほか警察署統合の計画内容について記載したチラシを作成しており、このチラシを地元駐在所の警察官が巡回連絡の際に住民の方々に配布し、説明をしている状況です。引き続きこうした地元の理解を得る取組に注力してまいりたいと考えているところです。

大関衛委員（分科員）

タイムスケジュール的には、いつからにかほ警察署と由利本荘署は統合する予定になっていますか。

警務部長

飽くまでも地元の説明を尽くした後となりますが、私どもが考えていますのは、来年の春の人事異動期に合わせての統合の実現に向けて取り組んでいるところです。

大関衛委員（分科員）

私もかつて増田警察署の統合のときに地元議員としていろいろ説明を受けて、今回委員会の県内調査でも北秋田警察署に行つて森吉幹部交番の件についてもいろいろ質疑がありました。お聞きになっているかと思いますが、やはりにかほ市の方々に、かつて私の住んでいた旧雄勝郡東部地区、こういったところが例えば湯沢署と増田署に編入されても、幹部交番としてきちんと機能しており、不都合がなかったという話を私なりに把握していますし、北秋田署もそうなのです。森吉幹部交番で何か不都合なことがありましたかと聞いたら、北秋田の署長が今のところ聞いていないということなので、やはりそういった統合した事例があるので、そういったことも踏まえて、にかほ市民の方に説明することが私は理解を得られる一つの手法というか、手段かと思いますが、そういった説明はにかほ市民の方になさってま

警務部長

にかほ市民の方々に対しても様々な形で御説明を申し上げているところでございますが、そういった説明会の中で将来のにかほ現庁舎がどうなるのかといった問い合わせがございます。そうした際に、これまでの統廃合の事例についても御説明を申し上げているところです。他方で、より丁寧な説明していく必要があると認識していますので、委員の御指摘を踏まえ、今後更に十分な説明を尽くしたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

同じ内容になるかもしれませんが、今回陳情が4カ所から出ています。まず市長、議会から出ています。それから、自治会長連絡協議会の会長、そして、存続を求める会からと、いわば、にかほ市全体の住民が存続を求めているということです。先ほど警務部長からトータルで20回説明したとの説明がありました。この説明は意味があると思いますが、前の委員会の冒頭で申し上げたように、説明するタイミングが若干唐突過ぎたのではないかと思います。何回説明をやっても全体からこういう陳情が出てくると言うことは、やはりきちんと事前の説明や、そういった部分を住民に対してそれなりの情報を与えながら検討する期間といえますか、そういった心構えが非常に少なかった感じがします。陳情が市長や住民から一体となって出てくるところが私は非常に一一この取り扱いは先ほど、これから慎重かつ丁寧という言い方をしましたが、やはり住民の不安と、警察との信頼関係から来ていますから、そういった部分の根本的なところを解決していかなければできないと思っています。再度お聞かせ願いたいと思います。

警務部長

御指摘のとおり、当委員会におきましてこれまで各委員からこの説明会の実施に当たっては丁寧に説明を尽くすよう御指摘を頂いているところです。県警では、こうした御示唆を踏まえまして、引き続き地元住民への丁寧な説明を行っていく所存でございます。今月下旬から来月上旬にかけて、にかほ市内の仁賀保、金浦、象潟の3地区、これとにかほ警察署におきまして住民説明会の開催を予定しているところです。こうした地元に対する説明会を繰り返し繰り返し実施していくことで理解を得ていきたいと考えているところです。

渡部英治委員（分科員）

今の説明で理解はするのですが、やはり先ほど大関委員がかつての統廃合の話をしました。それも非常に重要だと思いますが、昨今いわゆる都会型から地方にいろいろな凶悪犯罪や事件、予期しない事案が出てくるので、地域住民にとっては非常に警察署の存在や役割は、相当大きくなっていると思います。

そういった意味では、その不安の解消をどのようにやっていくのか、どういった体制で臨むのか、そういったところも丁寧にきちんと対応すべきだと思いますが、本部長どうですか。

警察本部長

今渡部委員から御指摘がございましたとおり、今回のにかほ警察署の統合に関しまして、住民の方々が今後にかほ市内の治安維持に関して様々な不安をお持ちということはよく承知しています。こうした不安を払拭すべく、警察としては現在このにかほ署の統合については検討中でございますが、統合後のにかほ市内の治安を確保するために、現在のにかほ警察署を幹部交番として運用する、またそのときの警察の体制はこのような形で対応する、また今回の陳情書の中でも触れられていますが、にかほ市におきましては例えば鳥海山のもたらす災害への不安、また沿岸警戒の問題、それから山形と県境を接しているといったことなど、様々な観点からにかほ署の存続が必要だということで御意見を頂いていますので、こうした個々具体的な不安、また懸念される治安事象に対しまして、警察として統合後の由利本荘警察署を含めた体制、また警察本部も含めた秋田県警として具体的な対応策、体制の確保を御説明してまいりたいと考えています。

北林康司委員（分科員）

今お二方から質問が出て、本部長から答弁があったから、それに尽きると思うのですが、森吉警察署の統合のときもその話が十分出て、ここで議論があったのです。最近お巡りさんが各家々を回って住民台帳を持って聞き取りに歩く姿すら見えなくなったと当時そういう話もありました。加えてやはり「警察署がなくなっていくが、交番にしますから大丈夫です」といっても、ひょっとしたらやはりお巡りさんの姿が見えなくなる、パトカーの姿が見えないというのが住民にとっては不安でしょうし、過疎になればなるほどある意味では危険性は生じる可能性があるわけです。1軒か2軒しかないところだから、ひょっとすれば省略されてしまうのではないかと思います。思い等もあるでしょうから、より具体的に機能強化をしますよと。例えばパトカーの巡回については、従来は2回だったものを3回ぐらいにしますとか2.5回にしますというようなものをしっかりと説明してあげることによって不安が解消できるのではないかという当時の議論を思い起こしているところです。加えて、やはり沿岸の問題、北朝鮮の問題等々もありますから、より見える形のをしっかりとやっていくとなると、より仕事の量が増えるかもしれませんが、そこは安心感を与えるためにはやっていかなければいけないだろうし、是非やっていただきたいということを要望しておきたいと思いますが、ど

うですか。

警務部長

今御指摘いただきましたとおり、これまでの説明会におきましても、住民の方々から地域のパトロールを行う警察官が少なくなるのではないかといった御懸念、御不安の声が多く聞かれるところです。そうしたことも踏まえまして、先ほど本部長からございましたとおり、幹部交番についてどのように運用していくかといったことを更に検討していく必要があるだろうと考えています。地元の不安を解消する意味では、幹部交番そのものの機能について充実させるべきではないか。例えば高速隊の立ち寄り拠点を幹部交番の中に造ることができないか、あるいは山岳遭難や災害への対応の備えとして装備資機材を幹部交番の中にあらかじめ配備しておくことができないか、こういったことも含めて委員御指摘のとおり具体的な検討を進め、その検討結果については新たな幹部交番の機能について住民に説明していきたいと考えています。

北林康司委員（分科員）

正にそのとおりだと思うのです。当時、森吉警察署や増田警察署を統合して、そのときは、前はいろいろな心配や議論があったが、今大関委員からお話しあったように今は心配は全くないという状況に——しかし、その後時代が変わってきていますから、今警務部長が言われたように、その当時で良かった機能がもう少し違った角度から見るとか強化していくとか、その辺は是非やっていただきたいと思っています。要望しておきます。

委員長（会長）

陳情について、ほかにございませんか。

薄井司委員（分科員）

にかほ市自治会長連絡協議会からの「にかほ警察署の存続を求める陳情書」ですが、私が住民の立場で見ると、ここでは、男鹿警察署とにかほ警察署の差異についていろいろ載っています。例えばこういう質問が出た場合に住民に対してどのように説明する予定なのですか。

警務部長

にかほ警察署と男鹿警察署を比較して、なぜ今回にかほ警察署を統合するのかといったことに対する説明としましては、犯罪の認知件数や交通事故の発生件数、このほか周辺の警察署との連携状況、こういったことに加えて男鹿警察署管内は若干半島として突き出しています。そういった地理的な特殊性、あるいは現在の環境、誘致の取組の状況も踏まえて、総合的に判断した結果、今回はにかほ警察署の統合となったということです。

薄井司委員（分科員）

総合的に判断したということであれば、住民説明

会の中でもっといろいろそれに対して質問が出るのではないかと思います。その辺はやはり説明が十分行き届く説明会にさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

北林康司委員（分科員）

今のような話は、これからも出てくると思います。2035年に秋田県の人口は80万人を割るという中、あるいは2040年に60万人ぐらいになるという話の中で、ある意味ではそのときの警察に求められる安全性や機能はどうなるのか——本部長、特に秋田県は人口減少が早いのです。鳥取県や島根県はなだらかな状況で推移していますが、秋田県は1万2,000人ペースでしょう。今私が申し上げた数字は、予想年数よりも私は早く来る気がします。それに対する対応をやはり私は今から検討委員会を作って考えていかなければ間に合わないというか、とにかくそのときの家々がどこにどういう状況で実在するのかということもありますが、先ほど来申し上げたとおり、人口が減っていけば減っていくほど、それでもやはりその集落に家が1軒か2軒は残るという状況等があるわけです。そうすると、この警察の機能に対する要望がもっと強くなる可能性が出てくる。しかし、一方では人口が少ないから予算は削らなければいけないとか、あるいは統合していかなければいけないという話になってくるだろうという気がする。そのことについては、もう今から検討に入るべきだという気がします。どうですか、本部長。

警察本部長

今北林委員から御指摘がございました中長期的な視点を持って、今後の県警察の組織の在り方、また運営の在り方を検討していくということは、大変必要なことだと考えています。現在、県警におきましては、秋田県警察の機能強化を考える会から頂いた提言を基に検討を進めているところですが、やはり中長期的な視点を持って今後の人口減少が予想される中、警察の組織体制をどう整備していくか、人口が減る一方で、県の面積というものは今後も変わらないわけですので、その一定の面積の区域を治安維持を確保していくということで、警察官をどこに配置し、またどのように運用することが最も効果的で効率的であるのか、また過疎の地域においても治安水準を確保するためにどういった方策があるのかということはいずれ検討を進めてまいりたいと考えています。

北林康司委員（分科員）

是非お願いしたいと思います。私は、過疎になればなるほど、今ある犯罪形態よりもまた違った犯罪が起き得るのではないかという感じがするわけです。そのときに、やはり警察に求めるものが大きいと思

いますので、是非御検討していただきたい。

委員長（会長）

以上で陳情等についての審査を終了いたします。

所管事項審査の中でもこの続きがあるとすれば、お話ししていただいて結構ですので、よろしく願います。

次に所管事項の審査を行います。警察本部関係の所管事項について質問等はございませんか。

渡部英治委員（分科員）

先ほど少し触れましたが、昨今大変痛ましい凶悪な事件が起きているわけです。実は本会議一般質問でも我が会派の三浦英一議員が質問していますが、1つは富山県の警察官が被害にあった事件（富山交番襲撃事件のこと）があります。これは、全く不意打ちされたということで、大変ショッキングであります。とにかくショッキングな部分は、拳銃が奪われて、その拳銃で更に第三者の被害もあったと。しかも、その現場が小学校ということで、きょうのニュースでも、きょうから小学校を再開する予定が、なかなかショックを払拭できないということで延長になっています。この事態を受けて、やはり日本国民全体が、そして先ほど申し上げた我々の地方ではあり得ないだろうと思っていることが、大阪府であったり秋葉原で起こった無差別殺傷事件であったり、新幹線の問題だったり、いろいろな事案がどこでも起きるのかという不安が一つあります。

そういったことを踏まえて質問したいのは、この事案を受けて県内の駐在所、交番に対策をどういう形で浸透させたのかお聞きします。

生活安全部長

今回の富山県警の事件に関しましては、6月26日の発生した時点におきまして、県内の各交番、駐在所に対して、拳銃奪取事案等の防止、それから警察施設の警戒強化等について指示しています。また、装備資機材の整理整頓を徹底しまして、有効活用できるように指示をしています。また、更に学校等の教育施設に関する警戒等の徹底についても指示をしているところです。

渡部英治委員（分科員）

拳銃は、きちんとひもで固定しているわけですね。かつては、そのひもが切断されたということで、切断しにくいような改良もなされた中で、事件が起きていますが、今現在はよほど特殊なものでないかと拳銃は奪われないのではないかと認識を持っていたのですが、簡単に奪われるものですか。

生活安全部長

おっしゃるとおり、我々も大変衝撃を受けたところです。本来は拳銃をつなぐ拳銃つりひもにつきましては警察官が腰に締めている帯革と拳銃をつなぐもので、外側はゴム様のものですが、中にステンレ

スワイヤーが入っており、簡単には切れないものとなっています。過去の事案を受けまして、そのような対策をとってきたところではありますが、今回切れたということで、大変衝撃を受けています。これはどうすれば切れるかということなのですが、普通のニッパー等でもなかなか切れないものであります。今回の事案につきましては被疑者はなた等も持っていたようなのですが、その辺につきましては今後の富山県警の検証を踏まえて、どういったものにしていったらよいかを検討していく必要があると考えています。

渡部英治委員（分科員）

あと1点伺います。今までも駐在所や交番の統廃合をやってきていますが、警察署との連携とか、そういったものも非常に重要になってきています。今回の事案を踏まえて、何かを見直すとか、あるいは今指示の話がありましたが、それを再徹底するとか、そういった部分はありますか。

生活安全部長

今回の報道で知り得る限りでは、交番の裏側から入ってきて、そこでもみ合いになって、交番の署長が被害に遭ったということでした。過去に秋田県警も襲われたことがあるのですが、従来であれば、交番には来客用のカウンターがあって、その周辺にはさすまた等、装備資機材を整えており、万が一の場合に備える状態になっています。ただ今回の場合は、裏口からノックをされて、それに対応して被害に遭ったということですので、県内の交番、駐在所等につきましては、裏口は常時鍵を掛けているのですが、今後、こういった場合には声を掛けて、玄関から入ってくるよう誘導した上で、それでも裏側から入るという方は尋常ではありませんので、ふだんよりもよほど警戒を強めて対応するように指示をしてみたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

分かりました。いずれ先ほど申し上げたように、我々だけでなく、警察関係者の方ももちろんショックを受けたと思いますし、まして被害に遭った警察官には、心から御冥福を祈るわけです。先ほど学校との連携もいろいろやっていくということでしたから、是非教育委員会のほうとも情報交換しながら、対応をお願いしたいと思います。

委員長（会長）

富山の交番の件でほかにご覧ませんか。

薄井司委員（分科員）

いろいろな新聞を拝見して、一番衝撃的だったのが、警察官の拳銃が奪取されて、それが一般住民に向けられたことです。拳銃が奪取されたことが非常に大きいと、いろいろな新聞で言われています。本当に残念な結果で、こういう事件が起きることは、

なかなか想定はできるものではないと思うのですが、そういうことを想定した訓練などはこれまでにやったりしているのですか。

生活安全部長

全国でもありますし、先ほど申し上げましたが、県内でも交番が襲われた事例があります。そういうことを踏まえて、訓練は徹底しているところです。本年の4月に警察庁からもそういった訓練を徹底するようにとの指示があり、訓練をしていますし、それに基づきまして当県でもちょうど各交番において訓練をしているところでした。訓練の内容は、詳細には申し上げることはできませんが、1つ目は基本訓練ということで、拳銃を奪取されないために相手との位置関係であるとか、拳銃どりと言い、相手が腰に向けて手を伸ばしてきたときに、それをどうやってかわすかという離脱技を訓練しています。これが基本訓練となります。それと、室内での職務質問等の際に、拳銃を奪取されないための相手との間合いだとか、勤務員の連携について訓練をしています。更に、今回の交番の事案もそうなのですが、室内での、狭い場所での訓練ということで、例えば地理享受を受けるとか、そういう形で来た方が交番の中で対応した警察官の拳銃を奪取しようとした際の制圧の仕方などについて逮捕術を活用して対応するとか、勤務員との連携についての訓練は重ねています。

薄井司委員（分科員）

警察ではいろいろな形で訓練をしているが、今回の犯人はある意味計画的な部分があったというか、そういう訓練された人が交番を襲ったという感じがあります。今回の事例があって、今まで以上にそういうことが起こり得る可能性がまた出てくるのかと思っています。全国的に警察庁からいろいろな指示が出されると思いますが、そういった中で秋田県がこれから起こり得る対策について、今後県独自のやり方もあるのかという思いがありますが、その辺はどうでしょうか。

生活安全部長

全国でもいろいろなパターンのこういう事案が発生していますし、また県内におきましても今委員がおっしゃったとおり、どういった事案が出てくるか、分かりませんので、それぞれの勤務員から例えば危険を感じたときなど、いろいろなケースを集約して今後の訓練等に生かして、こういった事案がないように対策をとってまいりたいと思います。

委員長（会長）

ほかに富山交番襲撃事件に関して、質問はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ほかに所管事項でなにかございませんか。

北林康司委員（分科員）

東京で船戸結愛ちゃんという方の虐待死といいますが、大変かわいそうな事件（目黒虐待死事件のこと）があったわけですが、児童相談所と県警との関係はどのようになっているのか教えていただけますか。

生活安全部長

児童相談所と県警察の関係ですが、まず基本的なことから申し上げますと、平成28年度から県内3カ所の児童相談所に警部1人、警部補2名を出向させまして様々な事案についてお互いに連携がとれるよう取り組んでいます。それから、情報共有に関する協定を今年の3月に県の健康福祉部長と生活安全部長で締結しています。こういったこともあり、現在当県では児童相談所との連絡はスムーズにしているものと考えています。

北林康司委員（分科員）

それは、部長、例えば小さなことと言えば変ですが、少し問題がありそうだという話でもほとんどが警察まで上がって来るものですか。

生活安全部長

今回協定を結んだことによりまして、細かい内容まで連絡し、相互に情報共有する体制もとっていますが、主なものは児童が虐待に遭った場合の警察からの児童相談所への通告を――これは年々増えているのですが、これが児童相談所に通告された後にどういった対応になっているかも踏まえて連携を図っているところです。参考までに申し上げますと、児童相談所への通告の件数は、平成29年の場合は266人で、前年よりも79人の増加となっており、非常に増えています。また、本年の5月末の数字を申し上げますと、通告した総数が149人であり、前年の同時期と比べますと63人の増加となっています。なぜ増えたのかと申しますと、以前は心理的虐待についてはそれほど件数はありませんでしたが、去年辺りから心理的虐待、子供さんの面前で御両親がけんかをして、DV（ドメスティックバイオレンスのこと）に発展する事案や通報はされたが、DV事案ではなかったというものもあり、こういった件数が増えていると申します。今年の5月時点では38件の増加となっており、昨年とおととしを比べますと75件の増加となっています。こういったDVやDVと関連があるものを含めまして、児相（児童相談所のこと）と県警察で内容について連携をとるようにしています。

北林康司委員（分科員）

詳しく話をさせていただいて、ありがとうございます。そうすると、県警の出番はどういう形なのか。大きな事故が起きてしまってから逮捕とかあるが、必ずしも全部の事案に出ていくことはあり得

ないわけですね。その辺が我々素人は分からないのです。

生活安全部長

児童福祉法と児童虐待の防止等に関する法律が改正されて、児童相談所が児童虐待が行われていると疑うときは臨検、捜索等を行うことができることになっています。また、そういった場合に児童相談所は警察署長に対して援助の要求もできます。これにより、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要があるときは速やかに警察官が援助に応じて対応することになっていますので、その点でも連携は図られているものと思います。

北林康司委員（分科員）

では、ある程度細かい話にしても、ほとんどは警察に連絡があると解釈してよろしいですか。

生活安全部長

そのとおりです。今委員がおっしゃったとおりですが、もう一つ、児相と市町村と警察が連携する要保護児童対策協議会があります。これは3者が集まって、年間6回程度、各警察署ごとの単位で会議を開いて、警察で通告したものについてどういう対応がとられているか、児相がどういう対応をしているか、あるいは市町村がどういう対応をしているかそれぞれ情報交換をすることになっていますので、今委員が御心配されているような細かい点までも確認できることになっています。

北林康司委員（分科員）

小学校、中学校になりますと児相の手から離れていく話になるのでしょうか。

生活安全部長

小学生、中学生でも児童相談所で対応することになっています。

北林康司委員（分科員）

それと、もう一つ、いじめの問題があります。いじめでも大変不幸な事件がたくさんあり、自殺にまで至ってしまう話があるのですが、学校とはそういうことについての話合いの場を持っているものですか。

生活安全部長

学校でのいじめに関しましては、スクールサポーターという制度がございまして、各学校に配置されています。いじめに関する相談等は、そのサポーターが対応することになりますが、場合によっては警察に情報提供されることになっています。

北林康司委員（分科員）

たまたま本県は余りそういう事例がなくて大変よいと思う反面、結果的に新聞等で見ると分かりませんが、大変不幸な状況になって、何でもっと早くという——神戸の例を見ても教育委員会が隠すとか、ともすれば学校側も隠すことがこれまでも大

変多かったわけです。本県でも例えば能代でいじめがあった件で、今も引き続き調査しているところもありますが——やはり学校側は隠しますか、そこは分からないですか。

生活安全部長

学校側の対応につきましては、決してそのようなことはないとは思いますが、警察といたしましても、その地域の保護者や地域の方々からいろいろ情報収集する中で、そういう事案を把握して、学校側に情報提供するなどして対応してまいりたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

もう一点だけ簡潔に伺います。大関委員から県内調査の話がありました。やはり湯沢、横手、鹿角、北秋田の警察署長からいろいろ話を聞いていると、すごく犯罪抑止力が向上しているという印象を受けたのです。それから、例えば熊対策でも独自のアイデアを持ってやっているのです。ただ、少し懸念されるのは、件数は減っていますが、依然として後を絶たないのは特殊詐欺の対応です。この特殊詐欺は、最近は高齢者だけではなく架空請求も含めて若い人も被害に遭っています。向こうもいろいろ、あの手この手で来ますので、警察も相当対策を練って重点的に取り組んでいると思うのですが、やはり何か秋田県として、いろいろ高齢者に対しても周知していますが、今何か独自に考えている取組はないですか。

生活安全部長

特殊詐欺につきましては、今委員がおっしゃったとおりある意味抑止効果が働いている部分もありますが、やはり件数、被害金額とも昨年よりは増えている状態にあります。以前から水際対策や物理的防止対策等をやってまいりましたが、特殊詐欺につきましてもいろいろ手口が変わってきています。最近では、電子マネーを使った特殊詐欺等も増えていますので、昨年からです、注意喚起シートというA4判のラミネート加工したシートを作りました。これは「電子マネーギフト券の番号を教えるという話は詐欺です」だとか、あるいは裏面に「宅配便で現金を送るといっては詐欺です」という文言を記載して、県内のコンビニ約450店舗全てに配っています。店員の方々がそういう電子マネーを購入しようとしたお客様に対して、「今こういうのがあるので注意してください」という働き掛けをしています。それでもまだいろいろ電子マネーを使った被害がございました。更に本年3月には、ゼロ予算で研修用のDVDを作成しました。これには、生活安全部企画課員が出演しまして、県内のコンビニをお借りして、様々な特殊詐欺の文言、注意喚起の言葉、具体的な手口や声掛けの要領を全部DVDの中に盛り込

んで全コンビニ450店舗に配布しています。これは、店長さん方から従業員に教養していただいたり、コンビニの店長さん方に集まっていたいただいて警察官が教養するという取組もしています。更にもう一つ、本年6月に電子マネー被害防止封筒というものを作成いたしました。これにつきましては、こういう秋田犬の付いた封筒——委員長、済みません、これを委員の皆さんにお配りしてもよろしいですか。

【「答弁ちょっと長い」と呼ぶ者あり】

生活安全部長

済みません。これ——

委員長（会長）

では配ってください。

生活安全部長

この封筒をコンビニで配って、電子マネーをこれに入れ、購入したお客さんに渡す際に注意喚起を促す形で18万枚作成し、県内各店舗に300枚ずつ配布しています。

渡部英治委員（分科員）

分かりました。水際対策としてコンビニに配ると思うのですが、せっかくこういうものがあるのであれば、例えば一般の老人クラブなどに講習などもやっているとのことなので、そこで配ることも検討してみたらいかがですか。

生活安全部長

県内各警察署で高齢者対策等も含めて、そういう活動をしていますので、その際にこういったものを活用して取り組んでまいりたいと思います。

大関衛委員（分科員）

答弁は簡潔にお願いします。聞かれたことだけお答えしていただければありがたいです。よろしくお願いします。

最近よくこういう事案があります。いわゆる振り込め詐欺で、家の電話番号をどうやって入手しているかというのがあるのです。それからDM（ダイレクトメールのこと）。これは、秋田県が親切過ぎるのかどうか分からないのですが、個人の住所や電話番号が載ったものが相当多数出ているということなのです。これは、NTTだけではなくて、小さな町村で、町内の住宅地図のような感じのものを作り全て出ているのです。生活安全部ではこれをどのぐらい把握していますか。NTTの電話帳以外に個人の住所や電話番号、住宅地図まで出回っているでしょう。かつていろいろな商店街や商工会（商工会議所のこと）が作ったものが多分出回っていると思うのです。それから、子供が生まれたときに地元紙などが誕生日おめでとうということで、住所を書いているのです。それが高校を出るまで、昔の住所でDMが来るのです。だから、未然に防ぐという観点で、そういう不特定多数の人の目に触れるようなものは少し制

限すべきだと思います。いろいろやっていると思うのですが、この件に関しては把握していますか。把握していなければ、今後検討して、はやり個人情報保護の観点から、私は相当厳しく規制するべきだと思いますがいかがですか。親切でやっているのだが、我々のプライベートが全部出ている。例えば県議会の県民手帳だってそうでしょう、私らの住所は全部分かるでしょう。都道府県によっては住所は出ていないところもあるわけです。部長は生活環境部にいたこともあると思うのですが、こういうことを一例として、検討したことはありますか。

生活安全部長

詐欺グループ等がネット等で情報収集したものが広まって被害に遭った場合は把握していますが、今委員がおっしゃった、一般に出回っている名簿等の内容につきましては、個人情報保護等もございますので、それは配布する側がそういったところに配慮してやるべきものであろうかと思えます。今現在私どもでそういったものがどれぐらい流出しているかということまでは残念ながら把握しておりません。

大関衛委員（分科員）

是非、部長は前に人事交流で生活環境部にいたことがあるので、そういうことこそ警察本部だけではなくて、知事部局と協力してやったほうがよいと思います。まず、とにかく個人情報があつてないような、親切心で配っているのだが——例えばNTTは今個人の電話帳は配らなくなったではないですか。ところが、小さい自治体に行くと、まだ配っているのです。そうすると、この住宅地に誰がいて——とにかく住所から電話番号まで分かるわけだから、悪用しようと思ったらこれほど重宝なものはないわけです。それは、地元紙はやめました、かつては誕生日おめでとうということで、どこの誰の長男さん、次男さんと載せていました。それがあから高校卒業するまでダイレクトメールが来るわけです。だから、そういうのを先ほど来いろいろな各協議会を開いてそういうところから未然に防いでいかなければなかなか抑止力にはならないでしょう。生活安全部長は詳しいでしょうから、そこら辺やはり知事部局と打ち合わせをして未然に防ぐのは必要だと思います。私らの県民手帳だってそうではないですか。県議会議員の住所、電話番号が全部載っているわけです。載っていない都道府県もあるのです。ですから、是非検討してもらいたいと思います。

生活安全部長

ただいま委員がおっしゃったような事例は多数ございます。この先大変懸念される場所ですので、県とも連携とりながら考えてまいりたいと思います。

委員長（会長）

委員の皆さんにお諮りします。続きを昼を挟んで

やるか、それとも今このままもう少し続けていくのか判断したいと思います。続けて審査をやったほうがよろしいですか。

【「やったほうがよい」と呼ぶ者あり】

薄井司委員（分科員）

県内調査で先月鹿角に伺いましたが、クママップ（クマの出現場所を地図に表したもの）というものを作っていて大変すばらしいという印象を受けました。これにより一定の熊のルートが分かるのかという思いをしてきたのですが、こういうクママップは、全県的に作られているものですか。

生活安全部長

手短かに答えたいと思います。毎日のように警察には熊の目撃情報が参ります。この情報を県の自然保護課に提供しまして、自然保護課で県のホームページに目撃箇所等を載せています。

薄井司委員（分科員）

ペーパーは配布していないのですね。例えば鹿角の場合はマップを配布していたように——配布はしていないのですか。作っても住民が分からないと何も意味がないのかと思うのですが、その辺はどうですか。

生活安全部長

熊の出没件数は、やはり鹿角が一番多く、毎日資料にして配るのは、なかなか難しい感じもします。先ほど申しました県のホームページを見ていただきますと日々更新されています。最も目撃されている場所がどこなのかが一目瞭然となっていますので活用していただきたいと思います。

薄井司委員（分科員）

もう一つ、先ほど北林委員からもありました兎相の関係で伺います。いろいろ兎相と協力しながら事案に取り組んでいるというお話でしたが、例えば警察が行ういろいろな巡回の中で、いじめの問題や虐待の問題を発見し、逆に兎相に報告した事例はありますか。

生活安全部長

先ほども申し上げました通告というのが、まさしく警察で把握したものです。警察が110番やいろいろな届け出を県民から受けまして、それをケースによっては兎相に通告する流れになっています。

薄井司委員（分科員）

巡回も含めてですか。

生活安全部長

当然警察官の巡回連絡やパトロールの中で子供の泣き声などが聞こえ、確認したり、一般県民からそういう届け出があれば、すぐその場に行って子供の安全を確保するということになりまして、万が一虐待等であれば、これはもちろん安全確保の措置をとるとともに兎相に通告することになります。

薄井司委員（分科員）

話は変わるのですが、今イージス・アショアの問題が取りざたされています。防衛省からは県警やいろいろな関係機関にテロ等防止に関して協力を依頼する内容で説明がありましたが、県警としては、そういう場合にどういう協力体制がとれるのか、今後の課題だと思うのですが、どういうことを想定しますか。

警備部長

イージス・アショアは、現時点では報道の範囲内ではまず、配備の計画があると認識しています。仮に配備が具体的になれば、警察としては重要な施設であるという認識を持って対応することになろうと思います。

北林康司委員（分科員）

古屋生活安全部長から先ほどいろいろ詳しく教えていただいたのですが、県によっては兎相と警察との情報共有の話がいろいろもめているところもあるらしいですね。例えば東京都なんかはうんぬんという話もあり、あるいは茨木県や高知県は既に全県で情報共有をしていると。要するに先ほどからずっと部長の話の聞いていると、秋田県では全県で情報共有しているという認識でよいわけですか。

生活安全部長

その全県共有という言葉は制度として書いた言葉はないので申し上げにくいのですが、当県の場合はそれに近い状態でやっているというのが実情です。

北林康司委員（分科員）

全県共有に近いと解釈してよいということですね。

高橋武浩委員（分科員）

確認なのですが、6月17日の日、地元紙に交差点の標識が分かりにくいという投稿があったのです。把握されていると思うのですが、能代市芝童森の国道7号線と101号線の交差点です。能代市内から行くときは3車線で、左折、直進、右折となるのですが、その交差点を挟んだ向こうは片側1車線なのです。特に県外ナンバーの車両だと思うのですが、左側の車線で左折若しくは直進できるということで、交差点内でうろうろしているような事案が結構あるということでした。私も現場を確認したら、路面標識だけ手前と直前にあるだけで、看板は国道7号線の高速道路の入り口の標示だけなのだが、やはりあそこに矢印のちょっとした看板を足すとか、手前に秋田市によくあるような「左折だけですよ」という感じの矢印があったほうがより安全だと思うのです。いずれ少し危険だという声が県民から結構多く聞かれましたので、そういったものに対してどういう対応をするのか教えていただければと思います。

交通部長

今委員から御指摘があった交差点につきましては、

北羽新報に記載されていたと把握しています。この交差点の道路標示、直進矢印、右折、左折であります。道路標示事業につきましては、能代警察署管内で本年の工事事業の中に入っており、既に発注しています。工期は、今年の9月中旬までとなっておりますが、できるだけ速やかに対応したいと考えています。道路標示につきましては、道路、方向別の通行区分、実線があるわけですが、その中に矢印が3つございます。更に手前のほうには予告矢印ということで、点線、波線の直進、右折の矢印が4カ所あるわけですが、これがはがれておりまして、視認しにくいということで速やかに対応したいと考えています。

また、案内標識、規制標識につきましては、至る何々というのは道路管理者の看板でございますが、右折、直進矢印の標示につきましては警察の担当ですので、その看板に併せて標示は可能なのか、また更に手前に可能なのか、それも道路管理者とまた検討したいと考えています。

高橋武浩委員（分科員）

その辺を協議しながら、現地の状況を確認すると、やはり矢印があったほうが分かりやすいのです。秋田の場合は、直進もできるし、左折もできるという道路があるのだが、あそこの状況は左折しかできないから、矢印があったほうがより安全かと思えます。冬期間になると、どうしても路面標示だと見にくい部分があるので、そこら辺を少し検討していただければと思います。

あともう一つ、同じような変則的な交差点、県内にもあろうかと思うのですが、その辺も確認、把握しながら、対応、対策してもらえればと要望しておきます。

委員長（会長）

ほかにございませんか、よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で警察本部関係の所管事項についての質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、あす7月3日、火曜日、午前10時に委員会及び分科会を開き、教育委員会関係の付託議案の審査を行います。

散会します。

午後0時7分 散会

会議の概要

平成30年7月3日（火曜日）

午前9時59分 開議

本日の会議案件

1 議案第137号

平成30年度秋田県一般会計補正予算（第2号）（教育委員会の関係部門）

（趣旨説明・質疑）

2 議案第149号

秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案

（趣旨説明・質疑）

3 請願第2号

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について

（現況説明・質疑）

4 請願第7号

秋田県高等学校再編計画の見直しの検討について

（現況説明・質疑）

5 請願第11号

高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について

（現況説明・質疑）

6 請願第22号

教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について

（現況説明・質疑）

7 請願第24号

国の教育予算を増やし「高校無償化」を推進するよう求める意見書の提出について

（現況説明・質疑）

8 請願第25号

特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について

（現況説明・質疑）

9 教育委員会関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	菅原博文
副委員長（副会長）	高橋武浩
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	大関衛
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	薄井司

書記

議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部警務部総務課	高岡義明

出席委員（分科員）

委員長（会長）	菅原博文
副委員長（副会長）	高橋武浩
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	大関衛
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	薄井司

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
教育次長	眞壁聡子
総務課長	今川聡
総務課施設整備室長	保坂一美
教職員給与課長	嵯峨要
幼保推進課長	鈴木和朗
義務教育課長	石川政昭
高校教育課長	渡部克宏
特別支援教育課長	小林司
生涯学習課長	中山泰幸
生涯学習課文化財保護室長	近江谷正幸
保健体育課長	高橋周也
福利課長	高橋忠太郎

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、定期人事異動に伴い執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いいたします。

教育長

【石川義務教育課長、渡部高校教育課長、中山生涯学習課長、高橋保健体育課長、高橋福利課長の順に紹介】

委員長（会長）

それでは、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第149号を議題とします。

なお、分科会では議案第137号のうち、教育委員会の関係部門について、審査を行います。

教育長の説明を求めます。

教育長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

初めに予算関係の審査を行います。

関係課、室長の説明を求めます。

総務課施設整備室長

【補正予算内容説明書により説明】

義務教育課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

高校教育課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了いたしました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

質疑は、前半の施設整備室と義務教育課の2つから先に行いたいと思います。

北林康司委員（分科員）

義務教育課の予算ですが、効果的な指導方法の開発とか優れた授業実践と校内研修の取組とありますが、要するに従来もやってきたのに更に研究等々重ねていくという話でしょう。そうでないと何となく今まで何もしていなかったという話になりかねないから。

義務教育課長

そのとおりです。学習指導要領が変わったことがありますので、それを踏まえてこれまでの取組を見直しつつ、改善していこうというものです。

大関衛委員（分科員）

もう資料は読んできたので、いきなり質問させてもらいます。拠点校及び協力校の選定はどのようにして決めたのですか。

義務教育課長

市町村と協議をしまして、効果が一番得られるような学校を選定したところです。ただ、拠点校とはなっていますが、例えば大館市の場合は拠点校を設けつつも、全ての学校をまず対象として実際研究授業を行うなど、そういった体制を整えているところです。

大関衛委員（分科員）

これは、全部の市町村に公募したのですか。

義務教育課長

公募というよりは、まずこの事業を实际運用していただける市町村がないか、こちらで幾つか候補を挙げてやりとりをする中で決定したところです。

大関衛委員（分科員）

ですから、どういう基準でその市町村を決めたわけですか。その辺がちよっと分からないのです。

義務教育課長

例年学力向上フォーラムというものを行っておりまして、それが今年度は大館市、来年度は県南の大仙市ということで、その開催地の中から選定したところです。

大関衛委員（分科員）

だから、その辺は決めるときにある程度透明性を持たせなければならぬので、やはりそういう説明はあったほうがよいです。資料を見ただけでは分からなかったのでも聞きました。全県で公募して選ばれたのがここなのかと思ったのです。だから、そういう理由をやはり委員会資料に書くようお願いします。

義務教育課長

分かりました。

北林康司委員（分科員）

キャリアアドバイザーと就職支援員は、どこが違うのですか。

委員長（会長）

北林委員、前半、後半と質疑を分けてやります。よろしいですか。

ほかにございませんか。

渡部英治委員（分科員）

大関委員とダブると思いますが、この義務教育課の新たな事業である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善充実事業ですが、今、石川課長からの説明を聞いて私もそういうことかと分かったのですが、事業の拠点校と協力校だけ見ると、やはりたまたま何か集中している感じがしたのです。市町村という話が出ましたが、地元の学校側は受け入れをきちんと分かっているのですか。

義務教育課長

市町村のほうで学校長等ときちんと連絡を取りながら、「こういったものがある」ということを認知していただいています。

渡部英治委員（分科員）

その辺は、実際に事業を展開するときに、今みたいなことをやはりきちんとお願いします。それからこの事業があることで教師の多忙化などに影響はないと思うのですが、ないように対応してほしいと思います。

義務教育課長

そういった面の配慮やこれまでの財産を生かしながら事業を進めてまいりたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

施設整備室長に確認しますが、大曲農業高校改築後の影響調査は、いつごろ実施予定ですか。

総務課施設整備室長

工事をする前に事前調査をしております、工事が3月に完了した後には事前調査を実施した家屋に対しては、影響がなかったかどうかをアンケートという形でお聞きしています。そうした中で、影響があったというお返事もありましたので、今回予算化していますが、予算が成立すればなるべく早い時期に調査は開始したいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

たまたま大仙警察署に続いて、同じ道路をはさんで向い同士で新築、改築になったわけですが、あそこは通学路になっていますから、工事車両の出入りとか、安全面でいろいろ住民から大分心配の声があったわけです。その辺の対応は当然今もまだやっていますが、そういったことも含めて、周辺の安全対策は関係ないのですか。

総務課施設整備室長

今回の調査につきましては、周辺の家屋あるいは塀等も含めまして、工事による振動あるいは工事車両が通ったことによる影響等も含めての調査ということにはなります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

薄井司委員（分科員）

義務教育課にお伺いします。主体的・対話的で深い学びについてであります。一般の県民に向けて、主体的、対話的とはどういうことか分かりやすく説明するとすれば、例えばこういう授業が増えるとか減るとか、そういったことなのですか。

義務教育課長

この主体的・対話的で深い学びというのは、今回の学習指導要領でこういった力を持った子供を育てるために、そういった授業を展開していきましようという視点の一つであります。ただ、本県の場合、秋田型の探究型授業をこれまでもやっております、その中で自分で課題を見つけて、見通しを持って解決していく。そして、人、ほかのクラスメートや先生、資料などとかかわって考えを更に深めたり作り上げていく授業を実施しております。この学習指導要領がねらっている内容は、既に秋田県とすればこれまでも実施していた授業の取組で、その部分を少しずつ整理しながらやっていくこととなります。新たなものが増える形ではないと捉えています。

薄井司委員（分科員）

そうすれば今回先進校を視察をする予算が盛られているのですが、まだまだ先進校はあるのですか。

義務教育課長

今回この公募に当たり、全国から38件の申請があり、そのうちの8つが採択されたと聞いています。ただそれは、都道府県、市町村あるいは大学からの申請もあったということです。様々な視点での取組が考えられますので、まだどこかというところは選定しておりませんが、秋田県にはない取組もあると思います。そういったところを選定できればよいのではと考えているところです。

薄井司委員（分科員）

今8月から一応10月までという予定で、予算を盛られていると思うのですが、そうすればこれからその先進地を選定するということですね。

義務教育課長

そういうことになります。その前に補足になりますが、県としての取組について、どういう取組をしていくかという実践協議会もこの後開いてまいりますので、そういった人達の意見も踏まえつつ、こういった先進地を選定するのかを整理していきたいと思えます。先進地がどこかという資料が今手元にありませんので、それを見ながらこの後考えてまいりたいと思えます。

薄井司委員（分科員）

そうすれば、今回この予算に盛り込んだ旅費等については、どういう積算の仕方をしているのですか。

義務教育課長

派遣する人数がどれくらいかということと、主に申請しているのは関東圏が多い記憶がございますので、そういった辺りで積算した経緯がございます。

薄井司委員（分科員）

内容は分かりましたが、余りにも何か漠然とした予算という感じを受けるのです。ある程度行き先を頭に入れて積算のしたのではないのですか。

義務教育課長

実は申請したのが昨年度でありまして、具体的にこういった地域が申請しているかという資料が手元にございませんでした。そういった経緯もございまして、この後早急に整理して考えたいと思っております。

薄井司委員（分科員）

派遣される人についてもこれから協議会の中で決定していくということでもよろしいですか。

義務教育課長

派遣する者につきましては、関係の指導主事や実際の拠点校の教員が参考になるかと思えますので、そういった部分はあらかじめ想定しています。

薄井司委員（分科員）

最後ですが、今後もこの事業は実施されていく予定なのでしょうか。国との絡みもあると思えますが、その辺はどうなのですか。

義務教育課長

この事業自体が平成30年度と平成31年度の2年間を想定した事業になっています。予算は単年度ごとに申請になりますが、まず2年ということですので、そこを一区切りとして考えているところです。

委員長（会長）

ほかにも前半部分について質問はありませんか、よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、高校教育課、生涯学習課関係の質疑を行います。

北林康司委員（分科員）

キャリアアドバイザーと就職支援員の違いとして、片方（キャリアアドバイザー）は大学並びに専門学校卒業後の県内就職の促進ということで、従来はなかったのかもしれませんが、果たしてこれがどれほどの効果を上げるかは少し懸念、疑問視するところがある。少し所感的な話になるかもしれませんが、米田教育長、今もやっていると思うのですが、知事や教育長と一緒に、商工会やいろいろな団体に毎年要望をしていますね。あれは、私が昭和62年に議会に来たときでしたか、翌年か、その次の年でしたか、当時の佐々木喜久治知事に高校生を何とかしてほしいということで、「知事がみずから頭を下げて歩きなさいよ」と言ったら、「分かりました」と言ってやっているのですが、それが恐らく30年間続いていると思うのです。中身的にはどう変わったのかは私はよく分かりませんが、一つにはやはり秋田県は零細中小企業で、なおかつ同族企業が多い中で、例えば20年いたら人生設計がどうなるのか、30年いたらどうなるのかを会社案内やパンフレットの中に入れて作っているのかどうか。教育長は見たことがありますか。秋田にいて20年、30年働いたらどのようなポストに就けるとか、給与水準はこうなるとかというものは余りないのではないかと思います。そうすると例えば給与が今一時的に東京のほうが高くても、「秋田における物価や土地代などいろいろなことを考えたときに、将来設計が立ちますよ」というくらいのを説明してくれるようなものがないと——専門学校はおかげさまで卒業後、8割以上、場合によっては100%のところもありますが、地元就職してくれているのです。だが、そういうところで給与の問題がありますので、私はその団体の長に「給与を上げなければ、みんなよそへ行ってしまおうぞ」と言っているのです。やはりそういうものをキャリアアドバイザーの皆さんや就職支援員の皆さんに頑張ってもらって、そこに無理して入ったとしても——この間もハローワークの所長が私のところに説明に来ました。やはり二、三割は離職率があり、高いという感じなのです。だから、そういうものが見えるような形に何とか皆さんのほうから——皆さんの担当ではなく産業労働部なのかもしれませんが、そういうものを作ってくれるようにやっていかなければ将来の見通しが立たないわけです。今の若い人たちは給料がほどほどでも休みがあればいいと言いつつも、やはり将来の設計を立てるとすれば、その辺が目に見える形で必要ではないかなと思うのですが、どうですか。

教育長

今お話しがあった点については、確かに今までいろいろなものも作ってきましたが、例えば給与体系

や長いスパンでいけば、公務員、教員については一応分かるのですが、一般の企業に関してのそういう先の見通しである程度述べた資料は確かでないような気がします。まず、今回キャリア探究アドバイザーは初めてのケースですので、できればこういう方々にも少しいろいろな情報を得て、給与等についてもある程度先になるとどうなっていくのかということに限度はあるかもしれませんが、オープンにさせていただけるように、いろいろ調べて、なるべく周知してもらいたいと思います。

北林康司委員（分科員）

同族企業だから悪いというわけではなくて、現実には多いことは事実なのです。言葉に出して言ってしまうかもしれませんが、やはりその子供さんたちはいきなり帰ってくれば、「はい常務です、専務です、副社長です」という形になる。しかし一方では、入社して何年たったら、では部長になれるのかとか、高卒でも頑張ったら取締役になれるかもしれないというようなものが——私はそこにもう少し重点を置いていかなければ、企業の皆さんが幾ら「来てくれない、来てくれない」と文句を言ったとしても、なかなか難しいだろうと思います。そこを思い切って皆さんの口から言いやすいのか、一遍知事にも話してみようと思うのですが、やはりそういうものが是非具体的に出てくるようなことをしなければ。キャリア教育支援員の皆さんが大変頑張って効果が上がっていることは分かっていますが、そこら辺がないと——今度はその後の1人、もう1人増やせばよいとかこの間話があって、実際離職率が2割、3割といていた。だから今度は加えてそのフォローをどうするかということも考えていかなければいけない。ハローワークの所長が来たとき、かつては国の機関の委任事務で県の中に入っていたわけですから。これをもう一回私は県の中に入れるべきだろうと思います。でないと、ハローワークや産業労働部、教育庁で就職率のアップといろいろやったとしても、やはり他人事なのです。片方では「数字を出せばよいではないか」と、もう片方では「皆さんで頑張っていかなければいけない」と言う、どうも一体感がないのではないかという話をしたら、ハローワークの所長も「そこが正に痛いところですね」という話なのです。一時もう一遍ハローワークに戻そうかという話があったのですが、そこは国政の問題ですから難しいとしても、私が今申し上げたようなことを企業の皆さんと会うときに、是非作ってほしいと思う。これをやっていただいたほうが効果が出ると思うし、将来頑張れば、そこまで行けるとすれば、離職率もある意味では歯止めが掛かっていくかもしれないというのが私の持論です。

委員長（会長）

答弁はよろしいですか。

北林康司委員（分科員）

よいです。

大関衛委員（分科員）

単刀直入に、話しますが、きのう少し警察本部の答弁が長かったので、聞かれたことに何とか端的に答えてもらいたいと思います。

探究型学習授業とは何なのですか。よく分かりません。

高校教育課長

探求的な学習活動はたくさんあるのですが、今回我々が想定しているのは、個人あるいはグループで課題を設定して、それについて例えば調査したり、データ収集をしたり、実験したりということで、その課題を追求して結論を出していく一連の研究活動を想定していただければと思います。

大関衛委員（分科員）

県内調査では余り知り得ることできなかったのですが、具体的な事例を教えてください。どういう事例があるのですか。

高校教育課長

例えば、地域にかかわる課題としては、それぞれの地域の人口減少について生徒が自分なりに追求するというテーマもございますし――

大関衛委員（分科員）

それは、どこの高校ですか。

高校教育課長

今私が手元で見ているのは能代高校の例です。それから、地域の環境問題として、例えば湖沼などの環境について調査するという課題研究もございます。

大関衛委員（分科員）

キャリア探究アドバイザーとはどういう方を配置するのですか。大学、専門学校卒業後の県内就職の促進を図るということは、どういった方をイメージしているのですか。これから募集すると思うのですが――それとももう決まっているのですか。

高校教育課長

これから募集することにしてはいます。地域や地域の企業あるいは産業経済に通じている方をまず想定しています。具体的には、大卒以上の方で企業あるいは行政などの経験者を想定しています。

大関衛委員（分科員）

報酬は年間どのぐらいですか。

高校教育課長

月18万円で、7.5カ月分を考えています。

大関衛委員（分科員）

今度工業高校の就職支援員の説明の中で、比較的県外の就職者が多いということですが、大体どのぐらいなのですか。

高校教育課長

実は、工業高校も含めた全ての高校の県内就職率は66.9%ですが、工業高校等につきましては51%となっています。工業高校全体としては、県内就職が低い状況になっています。工業高校等は全部で9校ございますが、そのうち4校については既に就職支援員を配置しています。残り5校の中で、男鹿工業につきましては県内就職率が比較的高く、残りの4校について一層努力が必要ということでこのたび就職支援員の配置をお願いしています。

大関衛委員（分科員）

先ほど北林委員もいろいろ皆さんにアドバイスをしていたのですが、工業高校卒業後、県外就職が多い要因は何なのでしょう。

高校教育課長

いろいろ考えられるところはありますが、まず1つは、工業高校の場合、みずからの専門性を磨くことを非常に重視しております。そのため自分の専門を生かした就職先が県内になかなかない、あるいはあっても少ないという場合、どうしても県外に流れていく傾向がございます。それから、県外の非常に有力な企業のほうで本県の工業高校の生徒は非常に評価が高いところがございます。そういった企業から毎年のように求人を頂いているつながりとか、そういう要因が考えられるのではないかと考えています。

大関衛委員（分科員）

先ほど北林委員からお話がありましたが、給与のことは何か精査していますか。

高校教育課長

今詳しい資料は手元にはございませんが、やはり比較的押しなべて県外の企業のほうが待遇、その他が非常によい状況であると思っています。

大関衛委員（分科員）

ですから、やはりそこに行き着くわけですが、例えば今うちの地元ではダム建設が始まっているのですが、多分横手清陵高校などはどんどんそういうスーパーゼネコンに就職して、地元の建設業には2年間募集しても誰も来ないという状況なのです。だから、こういうものは皆さん方は、ややもすれば理念的に捉えているのですが、やはり現状を把握して、その辺をきちんと精査していかないと、就職支援員の方も一生懸命頑張っているのだが、実態的に効果が上がってこないのです。これは、別に教育委員会だけでなく秋田県の行政で足りないところなのです。例えば皆さん方、成瀬ダムの作業員と地元の建設業の作業員と給料がどのぐらい違うか分かりますか。分からないでしょう。後ろに座っている高校の進路指導を担当している方でも分かる方はいないでしょう、そこなのです。その辺のミスマッチとよく言います

が、きちんとこの就職支援員の方々もそういった情報を得て、現場を見て、生徒に納得のいくような説明をしないと、どう見たって年間6,000億円も仕事をやっているスーパーゼネコンに就職しますよ。教育長そう思いませんか。将来設計を考えたらそうでしょう。もしかしたら、皆さん方より給料がよいかもしれない。そこなのです。せつかく予算を組んでやっているのだから、そういう地元の実態や全国的な企業の状況を秋田県だけでなく、もっと視野を広げて精査して、よりよい効果が出るようにやってもらいたいです。教育長、最後にいかがですか。

教育長

正にそのとおりでありまして、我々は県内の企業、小中企業がほとんどなのですが、その魅力をできるだけ伝えようといういろいろやっているのですが、やはり仕事を選ぶ若い人はドライに考えていますので、結局生徒は県内と県外とを比較して、待遇等がよいところ、福利厚生面でよいと思うところをどうしても選んでしまう傾向があります。そのことを忘れずに、県外の情報も集めて比較した上で、それでも長い目で見れば県内にいるほうがメリットがあるのだということもいろいろ伝えながら、一人でも県内に就職できるようにしていきたいと思っております。

北林康司委員（分科員）

先ほど言い忘れたのですが、私は新エネルギーの議員連盟の会長をやっており、県内のDOWA、三菱など一流企業との懇談会をやっています。実はあの企業の皆さん方はたしか、東京と秋田の中間ぐらいの給料で採用してくれるのですが、それでも人が来ないというのです。三菱、DOWAにも来ないという現状を見れば、それくらい今や東京から恐らく県内の工業高校等に相当攻めてきているのだろうという気がします。そういう声が実際にありました。今年もまた懇談会をやりますが、一方で我々は毎年8月に東京へ行くのですが——やはり企業を誘致してくれということもさることながら、DOWA、三菱でも「県も少しお金を出して新しい事業、会社を作ってくれ」と言うことで、去年、おとし辺りは大館市にリサイクルの会社を立ち上げてくれたりしていますが、そういうところにも人が来なくなっている現状に実はびっくりしたのです。ただやはり東京へ出たいのだろうと思う。これをやめさせようというのはなかなか難しいのですが、この間委員会の調査で大館市へ行ったときに、県内企業の「いとく」さんというスーパーの担当者は、「それで良いじゃないか、しかし戻ってきたらいつでも受け入れられます。」という形で募集をしてくれているのです。ですから、先ほど言ったように、フォローを皆さんがどうしていくというか、「就職が決まったからそれでよい、卒業したからよい」ではなく、戻ってき

た人たちや離職した人たちも含めて何とかそれを把握できるようなものを組織やコンソーシアムを作って、応援していくというやり方をさせていただければ、戻ってきた人たちがしっかりと安定したところに就けるという方法が出てくるだろうと思っておりますので、是非考慮していただければと思います。

委員長（会長）

答弁は。

北林康司委員（分科員）

よろしいです。

大関衛委員（分科員）

また1つアドバイスなのですが、今北林委員から「いとく」の話がありましたが、戻ってくるほうに本県は力を入れていないのです。今成瀬ダムの工事には200人、300人もの作業員が来ていますが、本県出身はほとんどいないのです。岩手県でダムを建設するときは、岩手県出身の所長さんがいたのです。あれだけの大企業であれば必ず本県出身者がいるわけだから、そういった方々に所長や次長で来てもらえないかというやり方もあるのです。これは、教育委員会だけでなく、知事にも話しをしますが、そうやってUターンを増やしていかないと、あるところにブースを作って秋田県に戻ってくださいますというよりも、一本釣りと言え失礼な言い方だが、Uターン人口を増やすために、地道な取組を他県では進めているのです。そういうことをやらないとなかなか私は人口減少に歯止めが掛からないと思っておりますので、せつかく就職支援員やアドバイザーがいるのだから、是非その辺も少し検討してもらうように要望しておきます。

渡部英治委員（分科員）

今いろいろ質疑を聞いていますが、やはり人口減少における社会減を今4,100人から2,500人に半減しようと大命題を打って取り組んでいるのですから、今回新たに教育委員会としても、今まで一般質問などで、教育の場としても是非こういった支援をするべきだと。ようやく腰を上げたなという感じがします。ただ、配置校が花輪、能代、由利の各高校というのを見て、キャリアアドバイザーの配置は、先ほどの義務教育事業の配置と違って、もっときちんと地域バランスも考えながら、全域に波及できるような考え方はなかったのですか。

高校教育課長

このたび配置を予定している3校につきましては、生徒のほぼ全員がインターンシップを実施して、先ほどもお話しした課題研究を全員が実施しています。このインターンシップと課題研究をほとんど全員が実施しているという条件が整っているのはこの3校でありまして、準備の整っているこの3校でモデル的に取組をしてみたいと考えています。状況を見な

がら、少しずつほかの地域にも広げていきたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

その視点も大事だと思いますが、私だったら逆にキャリア教育が行き届かないところにキャリアアドバイザーを配置するという視点もあってよいのではないかと思います。つまり何を言わんとするかは、全県下で取り組んでいかないと今の社会減の目標達成ももちろんできないと思うし、教育というのはある程度均等に浸透していかないとなかなか実現は—効果が全体に波及するのは大変難しくなると思います。したがって、今回の3校でこれから続けていく中で、広げていく考えはないのですか。

高校教育課長

この3校の取組の状況等を見ながら、ほかの地域にも拡大していくことを検討していきたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

これは、ほとんど一般財源から出ていますから、国の委託事業でもないわけです。そういう意味からいくと、県がいかに力点を置いて重点的に取り組むのか、月18万円の報酬が高いか安いかは別にして、これを拡充する指針は持っておいてもらいたいと思いますが、その辺はどうですか。

高校教育課長

できるだけこうした取組はいろいろな学校で進めていきたいと考えています。

高橋武浩委員（分科員）

就職支援員についてですが、質疑の内容を聞いて、今回配置する4校は比較的県内就職率が低いということで配置すると理解していますが、これまで従来取り組んでいる内容と同じような内容で取り組むのか、それとも今回は特に力を入れて取り組むのか、具体的に何かあるのであれば、そこら辺を教えてください。

高校教育課長

これまでの就職支援員は、例えば、就職に関する情報提供あるいは生徒との相談、それからハローワーク等の関係機関との連携だとか、そういったことを中心にしてやってきました。この工業高校4校に配置する就職支援員につきましては、従来と同じような業務もあるのですが、更に工業高校ということで、工業の専門的な知識、情報にたけている方をお願いしたいと考えています。また一方で、やはり県内就職という視点を強く持った指導を是非お願いしたいと思っています。例えば先ほどもお話しがありました、生徒はどうしても表面的な求人票の数字に引きずられる傾向がありますので、求人票の見方やその背後にあるもの等を見る力を早い段階から養っていく指導も我々としては考えています。

高橋武浩委員（分科員）

この4校の県内就職率について、先ほど数字をおっしゃっていたのですが、今回これを配置することによっておおむねどれぐらいまで上げようとしているのですか。

高校教育課長

現在工業高校全体での県内就職率は51%ですが、これをできれば65%程度まで上げていきたいと考えています。その根拠はといいますと、工業高校は就職する生徒の数が多いためですので、工業高校の県内就職率がアップすると全体の県内就職率のアップにすぐつながってくることもありまして、できればそのぐらいを我々としては目指したいと考えています。

高橋武浩委員（分科員）

いずれ工業高校のみならず、普通高校も含めて、県内就職率が上がることは結構なことなのですが、結果的に一方で就職してから離職する、あるいは転職する状況も見られますので、離職の状況なども把握しながら、定着につながるように企業との連携も深めてもらえればと思いますが、そういった取組などはデータを収集してやっているのですか。

高校教育課長

職場の定着につきましては、実は就職支援員のほかに職場定着支援員を各地区1名ずつ県内で4名配置させていただいています。この職場定着支援員の方々は、1年生、2年生の早い段階から、様々なセミナー等を通じて職業観を育成したり、コミュニケーション力を育成する取組をしていただいています。そして、離職した生徒について——特に県内で離職した生徒についての調査研究もお願いしておりまして、そういったことを生徒の指導に反映させていきたいと考えています。

高橋武浩委員（分科員）

高校教育課だけでなく、義務教育課のほうからも含めて、県内の魅力ある県内就職につながるような取組を進めてもらえればと思っています。

委員長（会長）

ほかにごいませんか。

薄井司委員（分科員）

将来設計支援事業について伺いますが、これも新事業ですが、新事業であれば本来であればまず当初予算に計上するものだと考えてしまうのですが、今の段階で出てきた理由について教えていただきたいと思っています。

高校教育課長

今回のキャリア探究アドバイザー、それから就職支援員の配置につきましては、加速化する人口減少への対応ということで、この6月補正で新たに我々として考えていることをまず提案させていただいて

いる状況です。

薄井司委員（分科員）

そうすれば、当初、もう就職活動とかいろいろそういう事業は、新年度から始まらないと——いろいろな動きは出ているのではないですか。

高校教育課長

本来であれば4月から、特に3年生についてはそれが一番理想的な形かと思いますが、就職活動が本格化するのが夏休み以降あるいは1年生、2年生の長期的な見通しを持った指導という点では、それほど遅くない時期の活動かとは考えています。

薄井司委員（分科員）

採用される人にもよると思いますが、経験豊富な方が採用されればそれでも十分対応できると思うのですが、昨今の人材の不足の状況を鑑みれば、果たして今理想どおりにいくのかという不安を少し持っているのですが、いかがですか。

高校教育課長

予算を御承認いただければ直ちに採用の業務に入りまして、できるだけ早く、夏休み明けには各学校での業務をスタートできるように努力していきたいと思っています。

薄井司委員（分科員）

今回一般財源で予算化されていますが、どうしても通常であれば当初予算でこういう事業をやるべきと思っていますが、やらなかった理由を教えてください。

高校教育課長

特にキャリア探究アドバイザーにつきましては、実は昨年度までキャリアアドバイザーという非常によく似た名前の方がいらっしゃいました。キャリア教育がそれぞれの学校でおよそ定着してきていることもありまして、配置は昨年度で終了しています。今回配置することになりましたキャリア探究アドバイザーは、キャリア教育をもう一度県内定着という視点で強化して進めていきたいという意図で配置をお願いしているところです。

薄井司委員（分科員）

そうすれば、今後もまたこの事業は、対象校は変更になるかもしれませんが、継続してやっていく事業と理解してよろしいですか。

高校教育課長

できるだけ継続した形で進めていければと期待しているところです。

委員長（会長）

薄井委員、よろしいですか。

薄井司委員（分科員）

はい。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

北林康司委員（分科員）

高校教育課長、配置校について、能代とか由利とか、あるいは工業高校とかとありますが、例えば花輪高校は進学者数がどのくらいで、専門学校への進学者数はどのくらいだとか、できたらその後が分かるものが欲しいよね。例えば、能代工業は県外就職何%、県外も県内もできたら職種のなものが分かるようであれば、いつも「50%です、60%です、良かったね」という話で終わってしまって、我々はどういうところへ行っているかという中身が全く分からないわけです。大変な仕事かもしれないが、今はパソコンを使えば、意外とさっと出てくるでしょう。もう少し深みのある議論をしていきたいところもあるから、是非考えていただきたい。

高校教育課長

資料のほうは準備させていただきたいと思います。

北林康司委員（分科員）

生涯学習課長、県民への障害理解に関する啓発活動で、全県フォーラムの開催というのは、どういうことをイメージすればよろしいですか。

生涯学習課長

全県フォーラムについてですが、障害者関係の団体や一般の方々も含めて募集をしようと考えております。主な中身としましては障害者理解に取り組む著名人、そういった方を呼んで講演をするとか、あとは障害者団体若しくは特別支援学校の生徒による発表又は障害者の生涯学習に関するパネルディスカッションを今実施しようとして検討を進めているところです。

北林康司委員（分科員）

子供のほうが主体ですね。

生涯学習課長

今回の事業については、学校から社会への移行期ということで、我々としては高等部3年と卒業後3年辺りをターゲットにしようと考えておりまして、そこをねらったフォーラムにしようと思っています。

委員長（会長）

ほかによろしいですか。

薄井司委員（分科員）

まず、障害者に対するアンケートの調査先ですが、特別支援学校の在校生や卒業生を対象にするとここに記載されていますが、例えば肢体不自由などいろいろな障害を持っている方がいるのですが、どの範囲でどういうやり方でこのアンケート調査をする予定ですか。

生涯学習課長

アンケートについてなのですが、対象としましては特別支援学校の生徒、卒業生若しくは保護者ということで考えておりまして、対象の障害については、今回の事業の中では特に限定はしてはいないものの、

取り組む市町村の状況も踏まえて、知的障害の方々をメインとして調査研究を実施しようと考えているところです。アンケートの対象をどこまで広げていくかは今検討しているところですが、知的障害の特別支援学校の生徒をメインとして考えていこうと考えています。

薄井司委員（分科員）

恐らく特別支援教育課長ともいろいろ連携はしていると思うのです。アンケートのとり方が私は非常に難しいのではないかと思っておりますが、そこら辺はまだ煮詰めていないのですか。

生涯学習課長

アンケートの内容については、これから正に詳細を詰めていく段階ですが、中身としてはやはり生涯学習活動という視点ですので、下校時以降とか週末、そういったところの過ごし方でありませうとか、障害者の方々の生涯学習支援に関する具体的なニーズとしてどういうものがあるかというところの詳細を把握していきたいと考えています。

薄井司委員（分科員）

分かりました。生涯学習は、若い人や年配の人も含めて幅広いと思うのですが、今回、ここの部分に目を当てた理由はありますか。

生涯学習課長

今回いわゆる学校からの移行期というところに目を当てたのは、やはり文部科学省で委託事業ということで開始されたところがあるのですが、政府のほうでもこれまで障害者の生涯学習という視点を余り大きく打ち出してこなかったところもありました。昨年大臣からもメッセージが出ているのですが、やはりその中でも特別支援学校の卒業後の学びとか、そういった機会と交流の場がなくなることを不安に思っている保護者が多いという指摘がありまして、そういった観点で障害者が生涯を通じて充実した生活を送れるようにと文科省のほうで開始されたことが一番大きな要因かと捉えています。

薄井司委員（分科員）

そうすれば、今回予算計上された理由が、国からの補助があったことが大前提になっていると私は理解をするのですが、本来であればやはりこの部分については今後も継続していく、あるいは対象者を広げて、現在大人になっている方に対しても、ここまでやるとすればやる必要があるのかと思うのですが、いかがですか。

生涯学習課長

御指摘はそのとおりだと思います。我々も今回学校移行期ということで3年間をターゲットとして取り組む形になっていますので、その中でモデル事業の団体も拡大するとか、そういったことも検討していこうと考えています。また、そのアンケートの調

査結果でまだ取り組んだほうがよいということがあれば、そこはまた研究して拡大していきたいと考えているところです。

薄井司委員（分科員）

質問を変えますが、パイロット事業の実施のところでののですが、これは各地区にそれぞれの事業を全部お金だけ示してやるのか、こういったやり方をする予定ですか。

生涯学習課長

各事業についてなのですが、具体的な取組自体は各市で取り組んでいただくのですが、その取り組む中で連絡協議会というものを開催しようと考えております。その中には我々県も入りますし、取り組んでいる障害者関係の団体や取り組んでいただいている市町村の関係者というメンバーで会議を開催していこうと考えています。団体任せにならないように取り組んでいきたいと考えています。

薄井司委員（分科員）

参考までに、特別支援学校の関係者もそのメンバーには入っていると解釈してよろしいですか。

生涯学習課長

その理解でよろしいと思います。

薄井司委員（分科員）

作品展示については、いろいろな障害者、例えば知的障害者などを全部ひっくるめた形で作品展示をやるということによいですか。

生涯学習課長

作品展示については、特に障害者を問わず募集する形を考えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、議案第149号についての審査を行います。関係課長の説明を求めます。

特別支援教育課長

【議案〔16〕により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。ただいまの説明に関する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会の議案についての質疑を終了します。

次に、請願の審査を行います。

配付しています請願一覧表により、継続審査となっている請願から順次、審査を行います。

11ページをお開きください。

請願第2号「義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

義務教育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第2号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

13ページをお開き下さい。

次に請願第7号「秋田県高等学校再編整備計画の見直しの検討について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

高校教育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第7号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

15ページをお開き下さい。

次に、請願第11号「高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

高校教育課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

請願第11号について、質問等はありませんか。

大関衛委員（分科員）

県内に通っている高校生のどのぐらいの世帯がこの高校生奨学給付金制度を利用しているのですか。地元の高校に行ったときは、ほとんどの生徒が利用していると言われたのですが、どうですか。

高校教育課長

高校生奨学給付金については、公立高校では全日制で15.7パーセント、定時制では34.1パーセントという状況です。

大関衛委員（分科員）

この数字は、全国に比べれば高い方なのですか。

高校教育課長

手元にデータを持ち合わせていないので、後で確認したいと思います。

大関衛委員（分科員）

全国に比べれば高いのです。経済格差はこういったところに出てくるのです。それが進学率に結びついているのではないかというデータもあります。後で検討してみてください。

委員長（会長）

ほかによろしいですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

17ページをお開き下さい。

次に、請願第22号「教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について」を議題とします。

現況に変化はございませんか。

保健体育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第22号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

19ページをお開き下さい。

次に、請願第24号「国の教育予算を増やし『高校無償化』を推進するよう求める意見書の提出について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

高校教育課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

請願第24号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

21ページをお開き下さい。

請願第25号「特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

特別支援教育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第25号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、請願についての説明及び質疑は終了しました。

審査の途中ですが、暫時休憩します。再開は11時25分とします。

午前11時14分 休憩

午前11時24分 再開

出席委員

委員長（会長）	菅原博文
副委員長（副会長）	高橋武浩
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	大関衛
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	薄井司

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
教育次長	眞壁聡子
総務課長	今川聡
総務課施設整備室長	保坂一美
教職員給与課長	嵯峨要
幼保推進課長	鈴木和朗
義務教育課長	石川政昭
高校教育課長	渡部克宏
特別支援教育課長	小林司
生涯学習課長	中山泰幸
生涯学習課文化財保護室長	近江谷正幸
保健体育課長	高橋周也
福利課長	高橋忠太郎

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

教育委員会関係の陳情はありませんので、次に所管事項の審査を行います。

初めに執行部より発言を求められていますので、これを許可します。

生涯学習課長

【委員会提出資料により説明】

保健体育課長

【委員会提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項についての質疑を行います。まず最初に生涯学習課から行きたいと思います。

大関衛委員（分科員）

旧県立美術館について伺います。生涯学習課長も替わったということで、いきさつについては、課長もいろいろレクチャー受けていると思うのですが、誠に迷走しましたよね、どう思いますか。時系列的に私がレクチャーするなんておこがましいので、課長が知っている範囲でこのいきさつ——今回幸い秋田市が引き取ってくれるというから、何とか落としどころを得たのですが、この経緯は時系列的に、もう全部お分かりでしょう。

生涯学習課長

主な経緯について私も勉強させていただいたところですが、まず初めに、平成23年6月に秋田市へ利活用の検討の依頼をしてきて、今回平成30年5月に正式な回答があったところですが、その間にもいろいろ先生方からも御指摘をいろいろ頂いているところ。県としては平成26年12月に老朽度等の調査結果の報告書を検討資料として送付をしたり、秋田市のほうも平成27年9月に市長が市民文化活動——

大関衛委員（分科員）

課長、よいのです、それは全部我々は分かっています。この一連の流れに関してどう思いますか。聞き方悪かったです。まず、かいつまんで話せば、この旧美術館がもう使えないから、もう展示は無理だから中心市街地の活性化と言うことで、新しい美術館を造ったわけです。でも、中心市街地の活性化だと言っておきながら、私達も視察しましたが、設計屋の意向に沿ったかどうかは別として、途中で改修したのです。そして今度旧美術館をどうするかということで、私は解体したほうがよいと言ったのです。使えないということで新しい美術館を建てたのだから、解体しておけば、これから作られる県市文化連携施設の駐車場にもなったでしょうという話なのです。だから全部ボタンの掛け違いなのです。今さらもうこれ以上は言いませんが、それで秋田市が公立美術大学の作品を展示するから、何とか引き受けますと言ったのです。だったら、耐震工事をして今この美術館を使っておけば、また違った展開になったと思うのです。こういういきさつをどう思いますか。今回県外調査で成功している美術館を北陸に見に行くのですが、私は全くこれは迷走したと思いますよ。この中で多分そのときからいるメンバーは少ないと思うのだが、課長はそういうのを、どう思いますか。

生涯学習課長

その御批判については、私も思うところが正直あると考えていますが、過去の答弁も読ませていただいたのですが、やはり当時の判断という観点でいいますと、旧県立美術館ですが、建設から40年以上が経過していて、老朽化もある程度進んできていたということ、平成9年に大きな8億円規模で改修もしたところですが、この先も古い建物ということで大規模な改修も予想されたということ、更にちょうど中心市街地の活性化の観点で新しく建て替えるということであれば、この先の経費が、土地との交換ということで抑えられるということもあったと思いますので、そういった観点で当時の判断として決めたと理解しています。やはり旧県立美術館については、美術館として使うと、今後藤田嗣治の作品を後世に残していくのには、やはり限界があるのではないかとこのころは、やはりあったのではないかと考えています。しかし、その間実際には新しく建てる場合にも9億円ぐらい県が負担するというふうにもなりましたし、そこについては事情の変化はあったとしても、やはり予測ができていなかった部分があるのかと思っています。

大関衛委員（分科員）

もうくどくど言わないです。何か私ばかり疑問に思っているのですが、民間だったら全く通用しない話だろうという感じがします。それはそれとして、

秋田市からどのぐらい費用を持ってくれとかそろそろ打ち合わせ始まりましたか。県ではどういった部分を持つのですか。日本語は便利なので、再稼働に必要な一部改修に特段の配慮となって、どのぐらいうちのほうで、どういったところを直すのですか。例えば水道とかそういうところですか。

生涯学習課長

具体的な改修箇所について、まだ話は進めていないのが現状でして、今年度秋田市の改修設計工事で具体的にどういう建物にして、どこを修繕していくのかということが出てきますので、それを踏まえて県としてどれぐらいというのを考えていきたいと考えています。

大関衛委員（分科員）

あとやめますが、全くおかしな話ですよ。だから、やはりとっとと解体してしまえば。産業観光委員会できのうもやったのですが、結局今度設計費が上がってきているわけです。そして文化財も出ると——極端な話、民間感覚でいけば、解体しておけばあそこを駐車場に使えたわけです。県財政厳しい中、産業観光委員会でもきのういろいろ議論があったと思うのだが、過ぎたことは仕方ないのだが、それでいて新しい美術館も天下の設計屋に頼んだのだが、不具合が生じたということで、去年なんか視察に行っけんけんごうごうになったのです。今度旧県立美術館は秋田市で引き受けてもらうから、県でどのぐらい費用が掛かるか分からないが、多分水道とか水回りとか最低限のこと直してくれるという話、全くこれは迷走です。だから、そういうコンセプトで進めてきたから、大変申し訳ないが、中心市街地にぎわい創出も中途半端になってしまったのです。全然にぎわいがないではないですか。誰も人がいないから。だから、これはやはり今後限られた県財政の中で、よほど精査してやらないと、こういうことが結構出てきますよ。だから、課長にはそういう認識を持って秋田市と協議に当たってもらいたいのですが、いかがですか。秋田市が引き受けてくれるとなると釈然としないのだが、致し方ないということなのです。だから、そういう今までの経緯や認識を持って当たらないと、二重投資、三重投資ではないかという話になるのです。課長、どう思いますか。

生涯学習課長

確かに委員の御指摘もごもっともというところもございますので、そういう気持ちを持って秋田市との協議を進めていきたいと考えています。

北林康司委員（分科員）

文部科学省から来たばかりだから、幾ら勉強してもなかなかその当時のことは理解できないだろう。ただ、一番ノーと言ってきたのは私なのです。要は、そのときにただ反対するとか賛成するとかでなくて、

やはり古くて使えませんかと言ったときに、教育委員会は調査をしなかった。耐震についても、補修するについても、5年で幾ら掛かる、10年で幾ら掛かるかを出してくださいと言った。それに対しては、古いからやりません、使えませんかという表現になっているわけです。だから、その辺がいろいろ当時はトップがトップだからという感じかもしれないが、やはり教育長、こういうことはやめましょうよ。やはり調査して、データを出してくれれば良かったのです。その上でどうするかという結論を出せば良かったが、一切調査しません、古いから駄目ですと言って、新しいのを造って、今度はまた残すという話になるから話がややこしくなるのです。やはりこれは、正に先例として、しっかりと教育委員会は肝に銘じて、反省の材料としてもらいたいと思います。調査してくれれば何のことはなかったのです。教育長、そうでしょう。

教育長

まず、このような経緯になったこと、今お話しがありましたことを十分踏まえて反省して今後に生かしていくようにしたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

関連ですが、これまでの経緯の中でポイントになるところが私平成29年9月と今の平成30年5月だと思うのです。平成29年9月に秋田市から無償譲渡を前提とした一部改正に関する要望書が提出されました。こういう要望書を提出して、今回正式に利活用に関する旨を県に秋田市は活用したいと正式に出してきたわけです。この間8カ月なのか7カ月なのか分かりませんが、前提にしたこの要望に対しても、教育委員会としてその要望に対しての検討はどういうふうになされているのですか。

生涯学習課長

県の普通財産の取扱要綱の中に、いわゆる無償譲渡もできる場合という規定がございます。具体的に申し上げますと、当該建物が所在する市町村において、例えば県の事務事業として行っていたものを継続的なものに使用する場合には無償で譲渡できるという規定がございます。我々としましても、秋田市のほうに利活用していただけるのであれば、審査を行いつつ、規定に合致するのであれば無償で譲渡するという形で今協議を進めようと考えているところです。

渡部英治委員（分科員）

正に去年の9月の要望書の中に、さっき大関委員が触れていましたが、再稼働に備え一部改修への特段の配慮とあり、これが特筆事項なわけです。つまり何を意味するかというと、先ほど説明の話をしていいますが、お金なのか設備改修なのか、具体的に市が要望するところは何なのかと協議しながら、真意

をただしていく作業はしていなかったのですか。

生涯学習課長

9月の文書の中で、再稼働に必要な一部経費が入るといって、具体的には建物や施設を改修するに当たって、県に対して負担をしていただきたいということです。具体的にどこを直しますかとか、その辺りについては秋田市のほうからも今年度この改修工事設計の中身を踏まえて協議をさせてほしいと言われていまして、具体的な検討は正にこれから進めていくことで考えています。

渡部英治委員（分科員）

先ほどからいろいろ過去の経緯も、今教育長からいろいろ反省しながら対応していくという話があったわけですが、やはり基本的にこの旧美術館の利活用については、秋田市は秋田市でいろいろ検討すると思います。県議会としてもやはりこの「特段の配慮」というものにどう答えていくのか、県がどういう方針を出すのか、それによっていろいろな議論の進め方があるわけです。それがまだ具体的にない形で文書だけで交わしている状況——我々の委員会の進め方、恐らく各議員も注目すると思うのです。したがって、この部分がある程度明確化していく努力は必要ではないかなと私は思います。これは、この旧美術館の利活用の今ポイントになっているのではないかと思います。それに妥当性があるのか、その条件をのめない場合は白紙に戻るのか、そういったところまできちんと精査していかないと、この問題は先ほどから過去の経緯も聞いていますが、やはりその辺の対応は非常にポイントだと思うのです。これを何となく文書だけで読み取って、具体的なことをきちんと精査しないで進めていって、同じような反省点が出てくるとなれば大変なので、その辺をしっかりと捉えた形でやっていかないと、ただ分かりましたという形では通らないのかという感じがしています。この点は教育長に聞きたいのです。

教育長

昨年9月の秋田市からの文書の中にあつた特段の配慮という文章については、もちろん我々もそれしか分からないわけで、何とも困った文言が入っているとは感じています。その辺に関しましては、いずれこの後、この資料にも書いてありますように、秋田市が行う改修工事設計の動きを見ながら話し合いをしていくことになろうかと思いますが。

渡部英治委員（分科員）

これからそこを詰めてもらって——今の状況は、5月に正式に回答があつた報告だと思っておりますので、これからの進め方を——一定の期間過ぎていきますから、そこをしっかりと捉えながらこれを協議していかないと大変だと思いますので、しっかりやってほしいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

大関衛委員（分科員）

何となく歯切れが悪いのだが、秋田市議会から情報を得たところによれば、いやいや県が結論を延ばしたから、大変申し訳ないが、秋田市で引き取ってやるのだというふうなニュアンスの議事録や発言もあるのです。だから、相手方がいることなのです。過去の経緯に関しては、課長は十分勉強なさっていると思うので、これ以上言いませんが、先ほど北林委員が言ったとおり、調査してくれと言ったときに調査しないで、ここしかないというふうにしていきました。あのときも解体するかどうかということで、一時期解体と言ったら、いやいや解体しては駄目だと、モニュメントなのだという話で、全て後手後手なのです。だから、秋田市と腹を割って話すことが必要なのです。先ほど私は迷走と言いましたが、秋田市が利活用してくれるというのだから、ベストではないが、ベターな選択なのです。だから、腹を割って県がどこまで直せばよいのかという話を詰めて、事あるごとに委員会に報告しておかないと。来年の年度末になって、実はこのぐらいで額は分からないが、直しますなんていったら、「いやいやちょっと待てよと、途中はどうなっているのだ」という話になります。渡部委員が言ったのはそういう話でしょう。だから、課長の手腕に期待するところが大きいから、きょうの議論を踏まえて、秋田市と腹を割って話してみたほうがよいと思いますが、どうですか。

生涯学習課長

御指摘のとおりだと思いますので、今回頂いた意見も踏まえて、秋田市と具体的に詳細を詰めて話していきたいと思っております。また、適宜議会にも御報告させていただきます。よろしくお願ひします。

委員長（会長）

旧県立美術館関係について、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査の途中ですが、昼食のため休憩します。

再開は午後1時15分とします。

午前11時50分 休憩

午後 1時16分 再開

出席委員

委員長（会長）	菅原博文
副委員長（副会長）	高橋武浩
委員（分科員）	北林康司

委員（分科員）	大 関 衛
委員（分科員）	渡 部 英 治
委員（分科員）	薄 井 司
説明者	
教育長	米 田 進
教育次長	太 田 政 和
教育次長	眞 壁 聡 子
総務課長	今 川 聡
総務課施設整備室長	保 坂 一 美
教職員給与課長	嵯 峨 要
幼保推進課長	鈴 木 和 朗
義務教育課長	石 川 政 昭
高校教育課長	渡 部 克 宏
特別支援教育課長	小 林 司
生涯学習課長	中 山 泰 幸
生涯学習課文化財保護室長	近江谷 正 幸
保健体育課長	高 橋 周 也
福利課長	高 橋 忠 太 郎

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

午前中に引き続き教育委員会の所管事項に関する質疑を行います。

保健体育課関係の質疑を行います。

大関衛委員（分科員）

事前に聞いておけば良かったのですが、ここ5年位で、中学校高校における運動部に係る体罰とか不祥事はどのぐらいあったものですか。

保健体育課長

少々お待ちいただけますか。

委員長（会長）

その資料は、すぐ出そうですか。

保健体育課長

保健体育課で体罰事案の詳細については今把握しておりませんので、高校教育課、義務教育課に確認の上、後ほどお知らせをさせていただければと思います。

総務課長

私のほうに、懲戒処分の中で体罰に関する集計がございますので、そちらをお答えしたいと思います。

平成29年度が1件――

大関衛委員（分科員）

具体的には。

総務課長

内容でしょうか。

大関衛委員（分科員）

簡単でよいですが、もう報告しているやつでしょう。

教育次長（太田）

この1件は、昨年修学旅行の帰りに羽田空港で腕

立て伏せやスクワットをさせたという事案です。

大関衛委員（分科員）

お恥ずかしい話ですね。ほかにありませんか。

総務課長

その前に平成27年度に1件ございます。過去3年間では、この2件だけだと思います。

大関衛委員（分科員）

平成27年のその1件は何ですか。

総務課長

少しお待ちください。

義務教育課長

多分義務教育課関係の案件ではないかと思いますが、それは部活動に関係した体罰ではございませんが、子供に対してちょっと「どん」とやったという体罰の事案が1件ございます。

大関衛委員（分科員）

「どん」とやったのですか。

義務教育課長

はい。

大関衛委員（分科員）

この手引を作成して配付するのは、スポーツ庁の指導であり、当然といえば当然なのですが、なかなかまだ教職員の意識の中で体罰に対する認識が甘いと見られるような案件も見受けられるのです。このような事案や処分が発表されるたびに思います。その辺は、ガイドラインとともに――昨今大変某大学のアメフト部やレスリング部とか、これは大学で高校野球も開幕が近いのだが、その辺の指導徹底は教育委員会ではどのようにするのですか。世間の目は物すごく今厳しいと思うのですが。

保健体育課長

競技スポーツを指導する上で、やはり選手に対して肉体的あるいは精神的な負荷や厳しい指導は、当然あると思います。ただ、今委員御指摘のとおり、体罰等許されない指導等をしっかり区別していくことは極めて重要であり、今回作成する手引につきましては、その具体的な事例なども挙げながら、あわせてあすは1回目の県立高校全ての指導者を集めた研修会がありますので、その中でそういった事例も含めながら指導の徹底に努めてまいりたいと考えているところです。

大関衛委員（分科員）

これは義務教育と少し重なる部分があるかと思うのですが、いずれ先ほどの説明の中にも中学校の部活動がいわゆる少子化の影響で人口が少ない市町村ほど制限されてくるという話があるわけです。先般視察した小坂小中学校の野球部も隣の市と合同チーム作らなければならないということでした。私の地元である湯沢市だと、部活動をやりたいということであれば、例えば野球をやりたい方は、ほかの学区

へ行ってもよいと、学区を越えていくことを認めているのです。スポーツ立県秋田ということで教育庁も一生懸命やっているのですが、人数が少ないということで、自分がやりたい部活動に入れたいというのは少し矛盾すると思うのです。ですから、これは設置主体は市町村だと思うのだが、スポーツ立県を標榜するには、この機会に私は弾力的にそろそろ運用する時期に来ているのではないかと思うのです。例えば野球部がないということで、野球をやりたい子の将来の夢を摘むような感じになるわけです。この辺はどのように検討していますか。

保健体育課長

地域における生徒の人口動態等も含め、今御指摘ありましたように地域の実情に応じて、これからやはり長期的に、これまでの学校単位の運動部活動に代わる生徒のスポーツ活動の機会の確保、あるいは充実方策を検討する時期に来ていると認識しており、この辺りもガイドラインに踏み込んだ表現がされていますので、今回の手引にも記載させていただいています。

大関衛委員（分科員）

その地域型スポーツクラブという言葉が最近よく耳にするのですが、指導員の大会でも必ずそういう文言が出てきます。これは今県内で実在するのはどのぐらいなのか。例えばリトルリーグなどには、うちのほうからも本荘にも行っているし、仙台に週末行く方もいるのです。地域型スポーツクラブとくくりにできるかどうか分からないのだが、この辺をどのぐらい把握していますか。

保健体育課長

いわゆる総合型地域スポーツクラブというのは、今25市町村全てに立ち上がっていますが、委員御指摘のリトルリーグとはまた別物でありまして、例えば特徴的なクラブチームからトップアスリートが育っている競技としては、体操競技、フェンシング、水泳、卓球などがあります。今、総合型地域スポーツクラブに所属している中学生の人数は62名です。そこは把握しています。ただ、実情としましては、地域の高齢者の方々の生涯スポーツの振興の場というのが現状でして、人材の確保、つまり指導者の確保が一番の課題だと捉えています。

大関衛委員（分科員）

生涯スポーツを否定するわけではないのですが、例えば全県少年野球大会は、学校数が減ると、うちの湯沢ブロックは今まで2つのブロックだったのが今度1本になるわけです。小中の統合が進むとなると、秋田市などでも多分それぞれの学校でクラブ活動を維持することが難しくなると思うのです。人口減少県である秋田県において、地域型スポーツクラブの立ち上げが少し都市に比べれば遅れている感触

を私は受けるのです。うちの地元では、週末仙台まで行って硬式野球の練習をしている方もいますので、それはそれで将来いろいろな希望があるということなのです。これは観光文化スポーツ部なのか教育委員会なのか分からないですが、これはやはり先駆けてやっていかないと——先ほど言ったとおり学区どころではなく、それぞれの市町村において——井川町でも義務教育学校を作ったと思うのですが、人口動態を見れば早晩これは部活だって全部持たなくなるのです。逆に合併して大きくなった横手明峰中学校は非常に部活が多くて、学校の活性化の一つになっています。これはやはり教育委員会と知事部局で地域型スポーツクラブをどんどん作って——逆に指導者の育成にもなるだろうし、会費を徴収してクラブを運営していけば、雇用にもつながると思うのです。これは、私は観光文化スポーツ部と連携して進めていくべきではないかと思えます。教育長どうお考えですか。そうしないと地方の中学校だと自分の好きな部活に入れたい人が相当出くるとは思いませんよ。これは一考の価値があると思えますよ。

教育長

この先10年とかではなく、20年、30年先を考えれば、今のやり方が成り立たないのはもう明らかであります。実際中体連でも高体連でも県単位あるいは全国でもいろいろそこは考えているのですが、いずれ学校単位での対抗戦という図式でこの後も続けていくのは、個人的に無理だろうと思うのです。だから、そういう意味である程度長いスパンで、今委員がおっしゃったような視点に立って話し合いはこれからしていく必要はもちろんあると思っていますので、その方向でそのことも含めていろいろ考えていきたいと思えます。

大関衛委員（分科員）

1つアドバイスなのですが、私が湯沢市に相当お話しして、学区を少し弾力的に考えてもらうようにしたのです。正直に言えば野球をやりたい方は野球部がある中学校、バスケットボールをやりたい方はバスケットボール部がある中学校に行けるようになったのです。これは非常に保護者の評判もよいのです。子供の夢をかえなてやりたいから——別に勉強だけが全てではないと思うのです。義務教育課長、それぞれの設置者の意向はあると思うのですが、私はそろそろそれぞれの市町村で考える時期に来ていると思えます。どうですか、強制はできないと思うのですが、そういう検討してみたほうがよろしいのではないですか。

義務教育課長

確かに市町村との関係がございまして、強制はできないのですが、もう一つは、中体連の大会がどうしても学校単位なところがありますので、そうい

った関係団体とも調整しながら考えていく時期には来ているかと思えます。

大関衛委員（分科員）

けさのワールドカップだって、ほとんどサッカースクールに行っている方々が今回良い試合をしたのだから——秋田県は人口減少県なのだから、今までの枠組みを考えないでやっていかないとスポーツ立県との整合性とれてこないと思うのです。スポーツだけかという議論もあるし、中学校によってはそれによって少人数学級や学級減になったという話もあるのだが、これは私は知事部局と連携してそろそろ考えていく時期に——もう遅いぐらいですが、私から言わせると。私の所感を述べて終わります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

薄井司委員（分科員）

部活動指導員に関してですが、今回の一般質問の教育長答弁で、6つの市町で指導員についてある一定のめどを付けたとのことでしたが、その6つの市町はどこなのか答えることはできますか。

義務教育課長

まず、必要であるという答え方ですので、現実に行えるかどうかという回答ではございません。回答を頂いたのが能代市、秋田市、男鹿市、由利本荘市、大仙市、羽後町の6つです。

薄井司委員（分科員）

人材確保や予算の確保のめどが飽くまでも出来たということですか。

義務教育課長

それは、イコールではございません。その中で何とか予算確保等できるかもしれないと答えていただいたのは秋田市1つであります。

薄井司委員（分科員）

国からもいろいろ予算措置があると私は聞いていますが、ではそれに伴って今年度中に補正を含めた形で秋田市に対してやっていくということですか。

義務教育課長

1つは、国の予算がまず年度途中ですので、全国状況を調整した上で、また再配当ができるのかどうかという部分がまだ不透明だというのが一つあります。あわせて秋田市も、県と国の動きに合わせての動きになるわけですが、実は思いのほか人材確保の点で課題が大きいという話を聞いています。それで、来年度は何かと動く動きもあるようですが、今年度のところは国、県の動きと人材確保の部分をどうクリアしていくのかという部分は、やはり大きな問題だと聞いています。

薄井司委員（分科員）

どういう形で克服していったのか少し聞きたかった部分があったのですが、そうすればまだ発展途上

の段階だということに理解してよろしいですか。

義務教育課長

そのような状況と考えています。

薄井司委員（分科員）

今後の予定として、2ページの指導者等を対象とした研修会の開催がありますが、その部分については、連動すると思うのですが、それはそれとしてやっていくということですか。

保健体育課長

まず、1回目を先ほど申し上げましたようにあす県立高校全ての各学校代表1名の指導者等を対象にして、国のガイドラインの内容の徹底ということで説明会及び質疑応答の時間を設けたいと思っております。2回目につきましては、今後の動向にもよりますが、仮に外部部活動指導員等の配置の方向で動いた場合にはということでは実は想定してはいたのですが、今年度内は状況的には厳しいということですので、8月に発行を予定しています秋田県版の運動部活動指導の手引の内容について周知徹底を図っていきたいと考えているところです。

薄井司委員（分科員）

この人材確保の部分のところは、私もいろいろお話を聞いています。例えば教員のOBのという話も聞いておまして、そういった方向で検討しているという例はあるのですか。

義務教育課長

まだこの制度がスタートしているわけではないので、具体的なことはお話できないのですが、今委員がおっしゃったとおり、そういった方々の活用が現実的なところかと考えています。

大関衛委員（分科員）

鹿角地区の高校の統合についていろいろ提言を頂いたようなのですが、これは3つの高校をどこかに集約する形で県の教育委員会も考えるわけですか。地元から何か提言がありますよね。その内容と今後の教育委員会の進め方を教えていただきたいと思えます。

高校教育課長

4月24日に地元の方々の協議会から報告書を頂きまして、まず1点は、できるだけ早く3校統合してほしいということ、それから普通科と産業系の専門学科がある高校、そして3点目としまして、設置場所は新たな場所が望ましいが、既存校舍活用という考え方もあるという御意見でした。この後ですが、現在その3校の校長や関係職員を中心として、合同委員会を作り、基本構想のソフト的な面、教育目標等を今検討してもらっています。その一方で、県教育委員会では設置場所等につきまして庁内で今検討を進めているところです。合同委員会のソフト的な面と、こちらで検討しています設置場所等のことに

ついてまとめ次第、その基本構想の概要ということで発表させていただきたいと考えています。

大関衛委員（分科員）

具体名はともかく、地域校の話をしりたいのですが、今年非常に地域校になったら入学者数が少なく、地域校として本格的にスタートするまでずっと少人数でいった場合、今度、地域校そのものの存続が厳しくなってくるわけですね。そういうことは大変余り想定したくないのだが、地域校になってスタートしてすぐに今度その地域校の存廃問題が出てくると思うのです。今年の入学者数を見ると多分これは考えられるでしょう。取りあえず今後の推移を見なければ分からないと思うのですが、余りにも少なくして私は今年びっくりしたのです。これは例えば今後高校の再編計画の中で議論していかなければいけない項目に増えたかと思っています。地元だから、余りあえて高校名は出さないのですが、この辺をどのように認識していますか。あと、地元の校長や教育振興会とどのような話をしていますか。

高校教育課長

具体的には、今年から募集しています雄勝高校のことであろうかと思いますが、このような生徒の入学状況が果たして今年単年度の現象であるのか、それとも何年間か続く構造的な問題があるのかは、やはり何年間か状況を見てからでないと、具体的な検討はできないのかと感じています。ただ、我々としては、その地域に根差した学校ということで、湯沢、雄勝地域において非常に重要な役割を担っている学校であると思いますので、そういったことや中学生の動向等を見極めながら、慎重に考えていきたいと考えています。

大関衛委員（分科員）

この前本校の学校祭にも行ってきたのです。今地域に根差したといみじくも課長がおっしゃったのですが、やはりある意味学校の教育というのは高校になりますとマネジメントの部分も増えてくるのです。だから、その地域校とは何かとか、地域に根差したとか——例えば正直に今もう校名出たので、湯沢翔北高校の雄勝地域校なわけです。生徒に入学してもらえるような、いわゆるマネジメント的に地元の中学校を回ったりPRしているのかと私なりに調べたら、やはり残念ながら不足しているのです。もう少し頑張ったらいかがですかと何か機会があれば、地元の振興局とかとタイアップしてやったらどうですかという話を私はしてきたのです。同じ状況にある隣の羽後高校では今一生懸命なのです。皆さん方が計画している地域校にしたいがために、町が一生懸命なのです。地域に根差したと今いみじくもお話しがりましたが、マネジメントという意味で、地元でPRしていくことをやらないと、地域校なん

てすぐ存廃の対象になるという話が出てくるわけです。やはりそれを指導していくのは、私は県の教育委員会の大きな役割だと思いますよ。その辺は、是非私の地元に限らず、正直言えば県央部以外は定員割れが出てきているわけだから、マネジメント、そして地元でより入学者数を多く得るような努力を校長初め管理職がするべきだと思います。そういう機会を作らないと、多分どんどん偏在化していきますよ。

高校教育課長

今の委員御指摘のとおり、非常に今年入学者数が少なかったということで校長も危機感を持っておりまして、この後いろいろ動いて、地域の方々といういろいろな面でお話をさせていただいたり、中学校を回ったりとか、そういう活動を積極的にするように、こちらのほうからも話をしていきたいと思っています。

大関衛委員（分科員）

私は是非地元に残ってもらいたいから言っているのですが、高校生になると先輩、後輩のつながりが強いのです。それから、県内就職の率も高いのです。だから、「小規模校ながら一生懸命やって、きめ細かい教育を行っていますよ」みたいなものをもっとPRしたほうがよいと思います。そういったことを是非お願いしたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

実はきのうの県警本部のときも少し話題にしたのですが、富山県の警察官が銃を奪われて、その後で学校の警備員も銃で撃たれるという悲惨な事件がありました。実は、きのう大館のとある学校の周辺で、刃物を持ち歩いていた人が逮捕されました。大分前に大阪府池田小学校の児童殺傷事件がありました。すごくショッキングで痛ましい事件でした。しばらくそういう事件がないと思っていたのですが、逆に学校だけでなく、公共施設も含めていろいろなところでそういった凶悪な痛ましい事件が起きないとも限らないと思います。皆さんも日夜そういった防衛策といいますか、そういう活動はしていると思いますが、きのうの大館の事案は、なかなか整理つかないと思いますが、富山の事件を受けて、秋田県教育委員会として何かそういう動きをしたものですか。

保健体育課長

富山の事件の前に、実は新潟の事件がございました。それから、大阪北部を震源とする地震のブロック塀の倒壊による死亡事故という、大変痛ましい事故もございました。そういった事案が続いたものですから、県内全ての学校に対して今一度自校の安全対策についての注意喚起を促す文書、市町村教育委員会には依頼、県立学校のほうには通知という形で出させていただいたところです。富山の事件につき

ましては、小学校は警察から拳銃ではなく、刃物を持った不審者が近くにいるという連絡を受けまして、まずすぐに1階の戸締まりをしています。その上で、職員はさすまたを持って、児童は体育館に避難させたということで、これは委員御指摘がございました池田小学校事件のときに文部科学省から緊急対応のマニュアルが示されて、秋田県内全ての学校で危機管理マニュアルは策定済みですが、それに沿った対応だったのではないかなと思います。ただ、マニュアルは策定されているものの、そういう実際の不審者を想定した実際の訓練の実施状況がもう一つ伸び悩んでいるところがございますので、ここも併せて実施するように通知の中でお願いをしているところです。

渡部英治委員（分科員）

今課長が後段のところと言った部分は、すごく大事だと思っています。そこも聞こうと思ったのですが、それは分かりました。あとは、警察などとの連携が相当必要ではないかと思います。もちろん学校にはそれぞれの地域で見守り隊などがいるわけですが、ただそういう方々は、いざ凶悪犯の場合は対応できない部分があるわけなので、やはりいざというときにどういう形にするかというのは日ごろからそういった対応を浸透させるべきだと思います。実際、刃物を持って学校に入ってこられたときの対応というのは、高校とかであれば別なのだが、小学校とか保育園や幼稚園となると大変だと思うのです。いずれいろいろなものを想定しながら、今の時代何が起きるか分からないと、想定外というのはある意味では想定外でない部分として対応していかなければいけないのではないかと思います。新たに注意喚起を促すような動きはしていないのですか。

保健体育課長

文書だけではなく、いわゆる学校安全3領域、今お話がありました生活安全もあれば、災害安全、交通安全もございますので、この後順次研修会も開きながら指導の徹底に努めてまいりたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

その辺は、いろいろな地域も含めて対応をお願いしたいと思います。

北林康司委員（分科員）

高校教育課長に伺います。先ほどの話に戻るのだが、高校生の偏在的な状況について、学区が全県一本化されてから何年たちましたか。

高校教育課長

平成17年度入試からということですので、もう10年以上たっています。

北林康司委員（分科員）

これも皆さん方が調査しているだろうと思うので

すが、どのエリアからどの部分にどう流れているかというデータを我々にも一遍そろえて見せていただかないと——ここで幾らあなた方と我々が議論しても、皆さん方の考えのとおり行くところだし、我々がそれに対してこういう意見があって、これをやってみたらどうだとかという話が出てこないから、やはり一回出すべきだろうと思いますが、どうですか。

高校教育課長

各地区同士の中学生の移動状況のデータということだと思いますので、それにつきましては準備させていただきたいと思います。

北林康司委員（分科員）

それと、これも保健体育課長になるのでしょうか、大阪の地震で塀が倒れたという話が出ましたが、この間秋田振興局でそのことについて教育事務所にどういう対応をしたか話を聞いたら、これからペーパーを出してうんぬんという話だったのです。私は、それはいかがなものかという話なのです。やはりペーパーを出す出さない以前に、どのような指令を出すのか、地震はいつ起こるか分からないわけですから、少なくともそういう危険な箇所がないかを電話連絡でも何でも、大至急調査して、その上でペーパーや全員を招集してやるのが順序ではないかと思うのですが、どうですか。

保健体育課長

御指摘がございました今の通学路等のブロック塀も含めた緊急合同点検を、関係者も立ち会いながら、その通知はすぐに発出させていただいています。調査も国から来ていますので、その吸い上げも含めて、現況につきましては施設整備室で今取りまとめていると思います。

総務課施設整備室長

県の動きと、国の動きがありますので、2つに分けてお話しさせていただきたいと思います。

文科省のほうからは、6月19日、地震の翌日の夜にメールで緊急、学校におけるブロック塀等の安全点検等についてということで、学校の敷地内にあるいわゆるブロック塀と、それから組積造の塀、これは石を積んだり、あるいはレンガを積んだりしたような塀についての2種類について緊急に点検をなさいとのことでした。ただし、それについては国の基準にのっとった形で、建築の専門家による調査を実施しなさいという通知が6月19日に入っていました。その状況について後日調査しますというものがありまして、それにつきましては6月29日に通知が入っていました。その中では、先の通知ではもう完全に専門家だけの調査という形ではあったのですが、今回の通知では、専門家も含めて、外観、見掛けによる調査を実施して、それについては7月中旬まで報告してくださいということでした。その

後必要があれば、専門家による調査を実施して、その状況については今月末までに報告します。6月29日に状況調査の文書が来ていますので、昨日市町村と教育委員会には発出しています。それについては現在調査中ということになります。

県の動きですが、先ほど保健体育課長が申しましたが、6月19日に保健体育課から学校の安全点検についてということで国の通知よりも早く市町村教育委員会等に通知を出しています。国の通知が来た際には、各市町村にも流しています。県立学校、県の学校以外の教育機関についても、目視による点検を各施設において行ってくださいという通知を同時に出しています。その調査につきましては、きのうまでにまとまっています。

北林康司委員（分科員）

私は、振興局にそれは少し遅過ぎるという話をしたのです。今言ったように通達はどうであれ、目視で調査することが第一だろうと思うので、それはいち早くやっていただくようにしていただかないと一萬が一、秋田県だって内陸地震は結構ありますから、そこは文書うんぬんとか通達がうんぬんという以前に、もう総理大臣の口から出ているくらいですから、やはり対応を急ぐべきだと思う。かつてO157（病原性大腸菌のこと）が全国で発生したときもそうだったのです。私は、そのときも当時の加藤保健体育課長に、「文書でこれからうんぬんなんて、文書で出したからO157が発生しないなんてことはあり得ないだろう」と言いました。「直ちに担当者を集めて、必要なものは予算化して、直ちに買うものは買いなさい」と言ってやったら、秋田県ではO157が出なかったというくらいの話がありました。やはりそういうものは文書うんぬんという以前に、やるべきものは目視であろうと何であろうと、専門家以外であっても何メートル以上あるのならば、そこは要注意だという話で直ちに対応する形をとってもらわなければなりません。子供にとっては大変悲惨なことです。子供のみならず大人で——大阪の事故現場はわざわざ塀を高くして、ここを通学路になってやっていると見ると、どう考えたって危険だということですから、ところで本県にはそういう危険だと思われるところはないのですね。

総務課施設整備室長

市町村が所管する小中学校については、先ほどの文科省の通知で現在調査をしていますので、今後になりますが、県立学校と県の教育機関につきましては、合わせて75施設あるのですが、そのうちいわゆるブロック塀や石積みの塀があるところは22施設ございました。調査に当たりましては、法律の基準である高さであるとか厚さ、それから控え壁があ

るかどうかということに加えて、ひび割れ等の損傷等がないかも調査しています。まず、ひび割れ等の損傷があるのは22施設のうち16施設であるという回答でした。それから、先ほど高さであるとか厚さが、法律上の現行の基準に合わないところは6施設ございました。その6施設のうちの2施設については、ブロック塀です。その2施設につきましては、ブロック塀の厚さが10センチメートル以上なければいけないとなっているのですが、高さが2メートルを超えて2.2メートルまでについては厚さを15センチメートル以上にしなければなりません。その2施設については、高さが2メートルを超えていますので、本来厚さが15センチメートル以上なければいけないのですが、12センチメートルしかありませんでした。残り4施設なのですが、これは石積みの塀でございます。イメージとしては、校門が石造りになっていて、その両側に袖壁が延びて、その袖壁が対象になっているとお考えいただければよいのですが、その石造りの袖壁については高さが現在は1.2メートル以下となっていますが、それ以前に造ったものなどもございますので、1.5メートルという形で1.2メートルより高いものが4施設あったという結果になっています。

北林康司委員（分科員）

これは何も大阪のときだけでなく、3.11（東日本大震災のこと）のときにもあったわけですので、やはりそれ以降そういうものにしっかりとした調査が加えられていなかったということが結局今回の大阪の事故につながったのだと思うのです。ですから、我々もどこで起きたかは別として、それは他山のものとしなくて、即対応することにしていただきたいと思います。

もう一つ伺います。学校における警備員、見回り隊とかいろいろなものはあるにしてみても、警備員を小中学校または高校に配置しているものですか。

義務教育課長

数字的なデータはございませんが、秋田市の学校では警備員を配置していると記憶しています。

北林康司委員（分科員）

幼稚園とかはどうなのですか。

幼保推進課長

幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園等の認可施設に警備員がいるかどうかは調べたことがないのですが、配置しているという話はちょっと聞いたことがありません。

北林康司委員（分科員）

幼稚園、その他は私立等々でありましょうし、小中学校は市町村教育委員会あるいは高校含めて、皆さん一回検討する時期に来ているのではないかと私は思うのですが、必ずしも配置しなければいけない

というわけでもないが、特に保育所や幼稚園は女性の職員がほとんどでしょう。最近男性の保育士もいますが、教育長、そういう会議を1回ぐらいやってみたらどうですか。やはり最終的には金も掛かる話かもしれないが、安全はやはり金に代えられないわけで、何か起きてからでは遅いですから。

教育長

今例えば特に幼稚園、保育所等が一番そういう面で心配ですので、幼保連携型認定こども園の方々と県教育委員会との話し合いはございますので、この後警備員の配置等について、あるいは警備員と同じような役割を果たせるような誰かが必要かどうかを話題にして、話し合いはしていく必要はあると思いますので、この後検討していきたいと思います。

北林康司委員（分科員）

なかなか無償のボランティアというのも難しい時代でしょうし、よく保育所等から看護師を頼まれるが、なかなか行ってくれないという状況もありますが、いずれ子供の安全、安心を保っていくためには、そういうところにも少し配慮しなければと思います。もちろん防犯カメラとかいろいろな話は県警ともやりましますし、秋田市との懇談会でも我々は言っていますが、抑止力にはなってくれるとは思うのだが、しかし起きてしまってからでは正に何とも言いようがない話ですので、一遍話題に是非していただきたいなと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

高橋武浩委員（分科員）

運動部活動の事故防止ですが、生徒の移動に係る安全対策ということで、これまでどのような指導をしてきましたか。

保健体育課長

原則公共交通機関の利用ということになりますが、保護者の送迎等々あるいはプロのドライバーを雇用してのマイクロバスでの移動、そういう場合においては、いわゆる保険加入も義務付けていますし、必ず校長からの承認を得ること、それから行程計画にも無理のないように、しっかりとそういったものも計画に盛り込みながら、最終的には校長判断で許可している状況です。

高橋武浩委員（分科員）

ちなみに、昨年の状況はどうでしたか。事故報告は何件ぐらいあったのか把握していますか。

保健体育課長

部活動の移動に係る事故報告は県教委に上がってきていますが、今何件あったかという詳細についてはお答えできませんが、何件かは上がってきています。

高橋武浩委員（分科員）

もう一点ですが、地域人材の活用ということで、今現在の状況はどうなっていますか。

保健体育課長

外部指導者ということで、いわゆる学校の教員ではない方々の専門的なそういう技能を有している方々の協力を得ているという学校が、昨年度の数字になりますが、中学校では116校中88校が活用しており、全体の約76%、それから高校におきましては54校中41校で活用ということで、76%ということになっています。

高橋武浩委員（分科員）

人数については把握していますか。

保健体育課長

人数につきましては、同じく昨年の調査の数字になりますが、中学校が496名、高校が235名となっています。

高橋武浩委員（分科員）

主にどんなスポーツですか。

保健体育課長

一律にこの競技に特化しているということはなかなか申し上げにくいのですが、今回の部活動指導員のニーズを把握するためのアンケート調査でも、やはり現場のニーズが非常に多いのは、例えば剣道など、なかなか校内の教員だけでは専門家として充てることができない競技だと捉えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか、よろしいですか。

北林康司委員（分科員）

昨今、児童虐待の話、事件がたくさんあって、誠に悲しいのですが、小学校とかそういうところではそういう事例はあるものですか。

義務教育課長

虐待の場合の相談そのものが、児童相談所に真っすぐ行くシステムになっていますので、こちらのほうに上がってくる例とすれば、そういった通告をしましたという形で報告的な形で上がってくるものが年に数件ございます。

北林康司委員（分科員）

皆さん方のところでおかしいなと思うことが年に二、三件ですか。

義務教育課長

こちらに現実に上がってくるのが大分容易ではなくて、もう通告をしたという事案に関してですので、その学校の中でまだ現況で動いているものについては直接的にはこちらに上がってこず、市町村の教育委員会とのやりとりの中で動いている状況にあるかと思われまます。

北林康司委員（分科員）

きのう警察に聞いたら、今児童相談所とはほとんど全部共有できるという状況でした。しかしそれは

何か言わないでほしいという話だったのだが、そういう状況がうまくいっているのであれば大変よいのだが、たまたまそこにも行かないで、学校等で気が付くようなことがあるのかという感じがあったものだから、聞いてみたのです。なければよいです。

義務教育課長

こちらでは、日中相談窓口を設けておるのですが、午後5時を過ぎればこちらのほうから今度は児童相談所に相談窓口が切り替わるようになっていて、緊急性のあるものについては情報の共有を図ることにしています。

委員長（会長）

よろしいですか。

薄井司委員（分科員）

教育長の一般質問の関連で詳しく説明していただきたいところがあります。学校におけるタイムカードの設置についてなのですが、5つの市町村でタイムカード等をもう既に設置しているという答弁がありました。その5つの市町村を教えていただきたいと思えます。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午後2時7分 休憩

午後2時7分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

義務教育課長

タイムカードという形で明確に入れているのが渦上市、八郎潟町、大潟村でした。ただし、全部の学校ではございません。渦上市は2校、八郎潟町、大潟村もそれぞれ2校ということでもあります。あと、等という回答にしておりましたので、等というのは、タイムカードとは違うのですが、学校に行って職員がパソコンを立ち上げれば画面が出てきて、それに入力して、帰るときも入力するというシステムを合わせて5市町村という言い方をしたものでありました。

薄井司委員（分科員）

件数は少ないのですが、実際にやっている状況があります。例えばそのやり方について、恐らくエクセルを活用してやっている学校かと思っておりますが、経費を余り掛けないで、他の市町村にもそういう情報の提供やプログラムの提供は考えられませんか。

義務教育課長

昨年度多忙化防止協議会を開きまして、その中で各市町村の代表の方々にも来ていただきました。そ

の会議の中でもそういった話題が出ていますので、そういう情報は共有しています。あわせてエクセル（表計算ソフトのこと）を立ち上げるシステムは教育庁内でも実施している課がございますので、直接そのシステムを取り入れたいという問い合わせがあり、提供した市町村がございます。

薄井司委員（分科員）

そうすれば、今後またそういうものを各全県の市町村の学校に、県の教育委員会として情報提供していく大きな場面は想定していますか。

義務教育課長

今年もそういった多忙化の防止協議が開催されると思いますので、そういった中で取組の状況を仕入れて話題提供をしていきたいと考えています。

薄井司委員（分科員）

それでは、少し違う質問をしたいのですが、これから新学習指導要領の完全実施に向けた取組がなされることによって、時間外勤務が若干増えるだろうという答弁が市町村教育委員会であったのですが、やはりこれから新学習指導要領が取り入れられることによって、業務量はいろいろな面で増えていくと思うのですが、その辺はどういうものなのでしょうか。

義務教育課長

新しい学習指導要領が行われる中で、やはり学校の先生方が不安に思っているのは、外国語の活動がどうなるかとか、そういったこれまでにない授業の導入の部分ではないかと思えます。そういった部分につきましては、この後国の動きと合わせながら資料の提供ですとか、あるいは職員の方々の指導方法をどのようにしていくのかという研修を丁寧に行いながら進めていければと考えているところです。

薄井司委員（分科員）

まず、分かりました。

それから、あと今議会での答弁の内容なのですが、県教委のほうから2月の議会でもいろいろお話しがありました。3日間の学校閉庁について全県の教育長会議等で多分お願いをしたと思えます。実際にこの3日間の学校閉庁を今検討中と議会の中で答弁があった市町村もあります。県教委としては今どれくらいそういう市町村があるのか数字を把握していますか。

義務教育課長

聞き取りを正確にしておきませんので、正確な数字は把握しておきません。その部分については少し時間が必要かとは思っています。県立学校のほうは情報があるかと思えます。

高校教育課長

高校におきましては、現在取組の状況を集約している途中ではありますが、ほぼ9割方の学校が夏休み

中に3日間の閉庁日を設定しておりまして、現時点で全て8月13日、14日、15日の3日間となっています。

薄井司委員（分科員）

義務教育関係の部分ではまだ集約ができていないというお話だったのですが、今後それについてどういった対応をしていく予定でしょうか。

義務教育課長

この部分は市町村に強制できる部分ではありませんので、ただどういった現状かを聞き取り等で把握はしたいと思っています。ただ、いろいろな学校の状況を聞いていますと、閉庁日のことについては管理職から職員のほうまで大分多くのところで話が出ているという情報は聞き取りの中で聞いています。

薄井司委員（分科員）

それから、2月議会でも話がありました学力テストの自己採点の関係ですが、今後いろいろな教職員の多忙化に関連して、採点の時期が早まると、7月下旬にはもう答えが出てしまうという状況の中で、見直しを検討している市町もあるのですが、そのところはどのような把握をしていますか。

義務教育課長

今回1カ月報告が早くなったことを受けまして、現状とすれば各市町村でこのシステムの活用をそれぞれ考えて活用しているのが結果であります。今までのように全てのところが全部という形ではなくなってきた現状にあります。

薄井司委員（分科員）

そうすれば、今後も各市町に委ねるといって、多忙化の解消に努めていくということですか。

義務教育課長

委ねるといって、市町村の判断でまず活用していただくということかと思っています。それは、多忙化という観点もございまして、飽くまでも学力、それから子供方に良い教育を行うために市町村の判断でそのシステムを活用するかどうかという部分を判断していただくということが基本ではないかと思っています。

薄井司委員（分科員）

7月2日の秋田魁新聞を拝見して、全国の小中高教員の不足について報道されていました。この中の記事の中で、秋田県は県北で5名程度不足ということが出ています。教職員の皆さんは、一生懸命頑張っていると思うのですが、これまでのいろいろな多忙化を含む、そういう教職員の教育関係がやはり大きな影響があって採用倍率等も低下しているのかと私は思っているのですが、こういったことを解消していかないと5人不足になっている中で、教職員をうまく配置することが可能なのですか。

義務教育課長

実は、教職員の配置で不足しているのは北のほうに限られています。今回退職者が極めて多かったこと、それから当然それに合わせて採用もしていますが、元々北の方に在住の講師がどうしても不足しています。その部分をなかなか調整できなくて、県南、中央からかなりの数の講師を送っていますが、それでもなお配置できない状況にありました。今年年度末につきましては、採用と退職のところをかなり厳しく見積もって、こういったことのないようにしてまいりたいと思います。

薄井司委員（分科員）

そうすればこれは全県で5名ということで理解してよろしいですか。

義務教育課長

大変申し上げにくいのですが、その時点では5名でありましたが、実はその間に早期退職をされた方や病気になられた方、産休、育休に入られた方がいますので、現在は北管内だけで10名となっています。

薄井司委員（分科員）

数字が全部表していると思うのですが、例えば10名足りない状況でも、学校の中では足りない部分を教頭先生や先生方でやりくりできる、できないと大変なことだと思います。例えば今後こういう状況が続いていかないと限らないと思うのですが、どういった対応をしていくのか現場の先生方も多分不安に思っています。そのところは、秋田県は加配である程度少人数学級でプラスしている部分があるという話も聞いてはいるのですが、実際の問題として、このようにだんだん数字に表れてくるとなれば、しっかりした対応が必要かと思っていますが、いかがでしょうか。

義務教育課長

学級担任の部分の穴は決して避けなければなりませんので、現在は学級担任ができないほど人がいないという学校はございません。多くは加配の部分張り付けていない現状にあります。

薄井司委員（分科員）

あと、私の考えですが、例えばそういうふうだんだん教員が減ってくると、少し無理な異動が発生する可能性も出てくるのかと思っています。その辺は十分配慮していただけるように要望しておきます。

義務教育課長

人事のことですので、大分個別の事情も入ってまいります。年度末にこういった事情がないように努めてまいりたいと思います。

北林康司委員（分科員）

最後になるかもしれませんが、最近も東京都荒川区で自転車等々の問題（通称荒川サイクリングロードと呼ばれている道路に大量の釘がまかれていた事

件のこと)がありました。昨今皆さんのところに自転車事故の事故報告は上がってきていませんか。

高校教育課長

高校では、自転車通学を高校に入ってから始める生徒が多い関係もありまして、やはり4月、5月、この辺りに事故が多発している状況にありますが、まず現時点では大きな事故の報告は受けておりません。

北林康司委員（分科員）

忘れたころにやってきますし、東京都荒川区も、あれは本来は歩道とか散策のために国土交通省が造ってくれた道路なのです。それを自転車も走ってもよいというような形にしてくれたのだろうと思うのです。私が何回もここで申し上げているのは、私の近所にある草生津川の近くもそうだったのです。恐らく全県にそういうところはたくさんあると思います。やはり散策をするために造ったものが、自転車も「まあいいですよ、しかしスピードを出さないで、すぐ止まれるように」という形ですが、結構飛ばしています。恐らくきのうのテレビで見た荒川の事件もそこだろうと、嫌がらせだと思うのです。やはり秋田県警も歩行者優先という形をとっていますし、どうか高校生諸君にもスピードを出したり、3列になって運転したり——最近は見えないですが、つい去年辺りまでは山王の歩道を3列で歩く子供たちもいました。そこは大きな事故になってしまうとお互いに大変ですから、しっかりと教育をしていただきたい。被害者はもちろんですが、加害者も大変なことになりますので、そこはやはり時折忘れないようにしっかりとやっていただきたいと要望しておきます。

委員長（会長）

よろしいですか。ほかに、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会関係の所管事項に関する質疑は終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、7月12日、木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論、採決を行います。

散会いたします。

午後2時22分 散会

平成30年7月6日（金曜日）

本日の会議案件

1 教育委員会関係の所管事項（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

欠席委員

委員	北林康司
----	------

書記

議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部総務課	高岡義明

会議の概要

午後0時59分 開議

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

欠席委員

委員	北林康司
----	------

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
教育次長	眞壁聡子
総務課長	今川聡
総務課施設整備室長	保坂一美
幼保推進課長	鈴木和朗
義務教育課長	石川政昭
保健体育課長	高橋周也

委員長

ただいまから教育公安委員会を開きます。

本日の委員会を開きます。

教育委員会の所管事項に関する審査を行います。

執行部より発言を求められていますので、これを許可します。

教育長

昨年度、教職員による不祥事が多発したことを受け、12月の当委員会におきまして不祥事防止対策の徹底に努めることを、ご説明申し上げたところでありましたが、そのような中、4月19日に再び不祥事が発生してしまいました。児童生徒並びに保護者、県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事は、県教育委員会で年度当初の校長会議など様々な機会を捉え不祥事の根絶について強く指導するとともに、県立学校については、5月1日から私が直接各学校を訪問し、不祥事の根絶と対策の徹底をお願いしようとしていたときに起きたもので、まことに慚愧の念に堪えません。

このような事態になってしまったことを厳粛に受け止め、市町村教育委員会との連携を更に強め、教職員に対する指導の徹底を図るとともに、児童生徒並びに保護者、県民の皆様からの信頼回復に向け、強い危機感と覚悟を持って不祥事防止のために全力で取り組んでまいります。

このたびは、まことに申し訳ございませんでした。

義務教育課長

【教職員の懲戒処分について提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了いたしました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

大関衛委員

毎回同じような繰り返しで、特段あとお話しすることもないぐらいです。正直言えばもう諦め感ですね。この方は停職1カ月ということなのですが、これはどういう基準で1カ月になったのですか。それから、教育委員会の議事録は公開になると思いますが、教育委員の中からはどういう意見がありましたか。その概略を教えてください。これだけだとどういった基準で停職1カ月になって、この処分が軽いのか重いのか私には判断できないので、それから教育委員は今5人でしたでしょうか、全会一致ですか、それとも多数決で決めたのですか。

義務教育課長

県のほうに懲戒処分の標準例という基準があるのですが、建造物侵入という非違行為に対する具体的な処分の中身は付いてございません。その他の非違行為の中で検討してまいりました。その際、県の中には同類の事案がございませんでしたので、他県の状況、類似事案がないか全国的に調べたところですが、そういった中で、非常に類似した事案が他県にありましたので、そういったこと、子供や地域に与えた影響等を総合的に勘案しまして停職1月という処分に至ったところです。

教育委員会あるいは事前の審査会で審議する中で

量定をどこに持っていくかというところについては、やはり意見がいろいろ分かれたところもございます。1つは、重いという話も正直ございました。逆に臨時講師の発令が9月末までになっていますので、これでよいのかという発言もありまして、いろいろ議論したところですが、総合的に停職1カ月というところに落ち着いたところです。

大関衛委員

事案がないということなのですが、知事部局のほうでなかったのですか。かつてあったでしょう。県の幹部職員が、そのときはどういう処分でしたか。

義務教育課長

今から15年ほど前の事案だと思いますが、ただその事案は非常に泥酔していたという別の条件も付いておりまして、これとは大分違うという感じで、それは参考にできなかった事案でした。

大関衛委員

この方は、何で大学に行って建物に入ったのですか。全然分からないのですが、どういう状況なのです。皆さん方は非常に調査に時間が掛かったわけですが、これはどういう状況なのです、全然分からないのですが、聞き取りした結果を教えてください。

義務教育課長

聞き取りと、あと事故報告書によりますと、本人がこの大学の卒業生でありました。それで、当日は日曜日でしたので、体を動かしたいということでグラウンドの周辺を走ろうということで大学を訪れたと聞いています。その前に、まずトイレを借りるということで、その附属施設のトイレを借りて、その後その中を見るうちに学生当時自分が入部していた部活の部室がありましたので、その中に非常に懐かしくて入ろうとしたというのが本人の弁であります。

大関衛委員

何で発覚したの、懐かしくて入ろうとしたのに。それだったら別に止められないでしょう。調査に時間掛かっているのだから、つまびらかにしてもらわないと困るわけです。

義務教育課長

実は、自分が入部していた部活の部室に鍵が掛かっておりまして、それでも何とか入れないかということで、部室が幾つか並んでおりましたので、順番に確かめていったところ、1つ鍵が掛かっていない部室があり、その部室に入って、その後部室と部室の間に境の壁があるのですが、その壁の上のほうに一定の空間があり、そこを飛び越えてその鍵が掛かっている、自分が入部していた部室に入っていったというところでありまして。その後、大学の関係者が鍵が掛かっているはずの部室の正規の扉を開けて自分がいるところに入ってきたものですから、慌てて

そのまま窓から逃げたが、捕まえられて近くの交番に連れていかれたのがこの事案の流れであります。

大関衛委員

もう刑事処分を受けていると思うのですが、どういう処分ですか。

義務教育課長

略式起訴という形で罰金10万円という刑事処分を受けています。

大関衛委員

どういう犯罪に当たるのですか。

義務教育課長

罪名は、建造物侵入となっています。

大関衛委員

あと、傷害事件のほうはどうなっていますか。もうあれは処分したのですでしたか。

義務教育課長

3月末に処分して、免職になっています。

大関衛委員

いずれにしろ、余り続いています。皆さん方は事あるごとに再発防止だとか全県規模の会議を開くという話をするのですが、どうなのでしょう、少し危機的な状況ですので、この前北林委員からも話がありましたが、非常事態宣言をなさったほうがよろしいのではないですか。かつて飲酒運転のときも議会から全会一致で意見書を上げられて、当時の教育委員長は非常に心を痛めた時代がありました。正直言って刑事事件になってしまったわけだから、当然そろそろそういう時期なのではないでしょうか。定例会ごとにこういう説明を受けるのも、私たちも別にこのためだけに委員会をやっているわけではないのです。後段の施設のことも聞きたいと思っていますので、もう非常事態宣言を宣言したほうがよいのではないですか。教育長、どうですか。次長、そのぐらいしないとあと終止符を打てないでしょう。

教育長

我々は、不祥事ハンドブックの改訂、それからその他いろいろなペーパー作っている中で非常事態であるということは宣言して、私が今回5月1日から6月19日までですが、59校、箇所57カ所の県立学校を全部回って、その中で正にこれは今非常事態であるということを一人一人に伝えながら、不祥事の根絶に向けて、何とか校長、副校長、教頭にリーダーシップをとってほしいと強くお願いしたところです。実は、きょうまた県立学校の校長会を今やっており、終わってから話す機会がありますので、このことについても改めて伝えたいと思います。

委員長

ほかにございませんか。

渡部英治委員

まず確認したいことがあるのですが、建造物侵入、

略式起訴、罰金10万円、これは前科になりますか。

義務教育課長

はい、前科になります。

渡部英治委員

前科が付くという前提で停職1カ月ということで、先ほど石川課長から処分内容に対してある意味では賛否があったと。重い、軽いは分かりませんが、重いという部分もあったと言うことでした。今いろいろなやりとりを聞いていますが、動機をきちんと把握できているのでしょうか。理由もなしにということになっていますが、懐かしむ余りやった行為そのものは当然許されない行為ではあるのだが、学校に卒業生がいろいろな形で交流するという場面を考えたのですが、そういったものとこれは一致はするわけではないのですが、OBと現役との交流、部活の先輩と後輩の関係、そういうところに悪影響を与えられては困るという思いをしています。その辺はきちんと仕分けをして指導していかなければいけないと思いますが、どう思いますか。

義務教育課長

先輩後輩という間柄についてはきちんとまず示していくべきだと思います。ただ今回のようにそういったことを飛び越えて建造物侵入ということは、また別の問題だと思いますので、その辺りは分けながら指導していく必要はあるかと思っています。

渡部英治委員

決して私はこの行為を許そうなんていう気持ちはないのだが、やはりいろいろな対応の仕方があると思います。一律対応で懲戒処分ということでないように、いろいろな区分をきちんと考えながらやっていかなければできないと思っています。

非常事態宣言の話は先般、私が委員会でやるべきだと言ったとき、確かに教育長がやると言って実際にやったわけです。5月1日にやって、実際にそういったことを浸透させたという理解でよろしいですか。

教育長

まず、どうしても318校ある小中学校までは、とても回れませんでした。県立学校は、多いところでは1日7校走り回りました。それで、それぞれ1時間ぐらいついいろいろ話をした中で、各学校とも不祥事の根絶に向けて様々な形で校内でも研修を行っています。いろいろなケースを想定して、グループに分けて話し合っ、それをまた全体にフィードバックするような形で全てやっておりました。そういう中で小中学校でもそれぞれ研修をやっているのですが、やはりそれでも全てネットに掛からないケースがあることはやはり重く受け止めなければいけないと思います。そういう意味で、まずこの後も引き続き更にこの根絶に向けては頑張っていくしかな

いと思っています。

委員長

ほかにございませんか、よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

引き続き、執行部より発言を求められていますので、これを許可します。

総務課施設整備室長

【県立学校等に係るブロック塀等の安全点検について提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。

大関衛委員

詳細について説明がありましたので、できれば委員会で質疑をしたときにこれがあれば、そのときに質問できたのですが、それはそれとして、これは7月末に点検結果が出るわけでしょう。今後修繕したりするという方向性や予算はどういうタイムスケジュールになりますか。

総務課施設整備室長

点検結果を受けまして、それほど金額が掛からないで修繕できるものにつきましては、できるだけ早目に対応したいと考えています。ただ、もし撤去するような形になりますと、それなりの予算が掛かると思いますので、現在施設整備室で持っている予算を見ながら、もし今年度予算でできないとすれば、補正予算か来年の当初予算か分かりませんが、その辺も含めて今後検討したいと考えています。

大関衛委員

いずれ危険だということが分かっているのであれば、当初予算などと言わないで、補正予算で私はやるべきだと思います。

総務課施設整備室長

できるだけそのような方向で考えたいと思っています。

大関衛委員

あと、これは市町村教育委員会でも当然調べていると思うのですが、その結果はどうなりますか。

総務課施設整備室長

市町村教育委員会につきましては、このペーパーの一番下のほうに書いています文部科学省から6月29日付の文書が来ております。市町村における小中学校も含め全て県で取りまとめて国に7月13日までに目視による点検結果を報告することになっていますので、それまでには市町村の結果についてもこちらのほうには報告が来る形になることになっています。

大関衛委員

いずれにしろ、この件は当然市町村の教育委員会

の報告結果が出たらまた報告があると思うのですが、地震だけではなくて、例えば冬場も通学途中に危険箇所が非常に多いという要望が多いのです。地元の道路管理者や交通安全施設と協議しているいろいろやっているのですが、なかなか改善に至っていないという——今回のような地震があって、ああいう痛ましい事故があるとおもむろにというか、調査することなのですか。県教育委員会関係に通学途中、地震に限らず危ないという要望はどのぐらい寄せられているものですか。市町村教育委員会関係だと相当あると思うのですが、取りあえず県教委にどのぐらい寄せられているものですか。眞壁次長がよく御存じのとおり、例えば湯沢高校では、朝の一方通行で、雪で狭くなり通学が大変だということで、「送り迎えの車は下のほうで降ろしてください」というような危険箇所はあるわけです。今分からないとすれば、これはやはり一度、県立学校だけでもいいのですが、通学のときに危険箇所がどのぐらいあるかを地震に限らず調査してみるべきだと思います。せっかく高校を回って時々いろいろ——きょうちょうど会議があるわけだから、それはやはり未然に防ぐという意味で、私はやはりやるべきだと思います。いかがですか。要望は上がってきていないですか。

教育次長（眞壁）

ただいま御指摘のありました通学路の安全点検についてでございますが、子供たちがみずから通学路を歩いて安全なところ、危険なところを点検しているといった例もございますし、また先ほど例として出していただきました雪道の交通安全ということに関しては、学校に保護者等から要望が来た場合には、所在地の市町村等と連携をしたりして、その季節に限った安全については市町村等に相談しながらということもあろうかと思います。また、通学路全体の安全につきましては、保健体育課のほうでも管轄してございまして、ブロック塀ですとか、そういう安全の面と不審者対応についての安全について対応しているところです。

渡部英治委員

二、三確認したいのですが、保坂室長、ブロック塀には基礎的に鉄筋はみんな入っていると思うのですが、その点検項目はこの中に入らないのですか。

総務課施設整備室長

目視による点検では、鉄筋の検査はできません。よほどぐらぐらして危ないやつであればともかく、そうでなければできません。そうしたこともありますので、建築の専門職員による調査の際に、鉄筋の有無も含めまして調査をする形になろうかと思います。

渡部英治委員

それで、私が疑問を感じたのは、ないのが53カ

所あるのです。もしこの53カ所の中で基礎的な鉄筋がないこともあり得るのではないかと思ったのですが、確実に53カ所については完璧に大丈夫だと受け止めてよいのですか。

総務課施設整備室長

53カ所につきましては、ブロック塀そのものがないということですので、こちらについては詳細点検の対象外になるかと思えます。

渡部英治委員

大変失礼しました。22カ所のうちのありなしの部分ですが、その判明はそうするときちんと専門的な検査をしないと分からないということで、それはやるということですか。

総務課施設整備室長

その予定でいますというか、やります。

渡部英治委員

先ほども大関委員から、これからの修繕の話が出ましたが、たしか最近の新聞に応急措置ということ、ブロック塀にパイプを通して応急措置すると。例えばどうしてもこれはぐらぐらするということ、いかなることがあるか分からないので、早急にやるということは必要なのではないかと私も感じたのですが、その辺はどうですか。

総務施設整備室長

我々としましても、まず建築の専門職員に見てもらって、早急にやらなければいけないことについては対応したいとは考えています。そのパイプをやったのは、秋田市の例だと思いますが、必要があればそういう応急措置も実施していきたいと考えています。

渡部英治委員

そこはしっかりとやってください。終わります。

委員長

ほかにございませんか、よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で教育委員会の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、7月12日、木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件についての討論、採決を行います。

散会します。

午後1時31分 散会

平成30年7月12日(木曜日)

本日の会議案件

- 1 議案第149号
秋田県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 2 議案第161号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 3 議案第162号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 4 議案第163号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 5 議案第164号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 6 議案第165号
物損事項に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 7 請願第2号
義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について
(討論・採決) (継続審査とすべきもの)
- 8 請願第7号
秋田県高等学校再編整備計画の見直しの検討について(討論・採決) (継続審査とすべきもの)
- 9 請願第11号
高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について
(討論・採決) (継続審査とすべきもの)
- 10 請願第22号
教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について
(討論・採決) (継続審査とすべきもの)
- 11 請願第24号
国の教育予算を増やし「高校無償化」を推進するよう求める意見書の提出について
(討論・採決) (継続審査とすべきもの)
- 12 所管事項調査の継続 (継続決定)

本日の出席状況

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司

委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

書記

議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午後1時33分 開議

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
教育次長	眞壁聡子
総務課長	今川聡
警察本部長	森末治
警務部長	宮廻好彦
警務部参事官(兼)総務課長	佐々木恒
警務部首席参事官(兼)会計課長	阿部清喜

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、本委員会における当初予算関係の付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

それでは、当初予算関係の付託議案について、討論・採決を行います。

議案第149号、議案第161号、議案第162号、議案第163号、議案第164号及び議案第165号、以上6件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第149号ほか5件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第149号ほか5件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願の取扱いについて決定いたします。

まず、請願第2号「義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について」を議題とします。

本請願の取扱いはどのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と採否を決めるべきとの意見がありますので、まず継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成者多数であります。

よって、請願第2号は継続審査とすることに決定されました。

次に、請願第7号「秋田県高等学校再編整備計画の見直しの検討について」を議題といたします。

本請願の取扱いはどのようにいたしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第7号は継続審査とすることに決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

請願第7号は継続審査とすることに決定されました。

次に、請願第11号「高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について」を議題といたします。

本請願の取扱いはどのようにいたしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と採否を決めるべきとの意見がありますので、まず継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成者多数であります。

よって、請願第11号は継続審査とすることに決定されました。

次に、請願第22号「教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について」を議題といたします。

本請願の取扱いはどのようにいたしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と採否を決めるべきとの意見がありますので、まず継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成者多数であります。

よって、請願第22号は継続審査とすることに決定されました。

次に、請願第24号「国の教育予算を増やし『高校無償化』を推進するよう求める意見書の提出について」を議題といたします。

本請願の取扱いはどのようにいたしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と採否を決めるべきとの意見がありますので、まず継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成者多数であります。

よって、請願第24号は継続審査とすることに決定されました。

次に、請願第25号「特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について」を議題といたします。

本請願の扱いはどのようにいたしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と採否を決めるべきとの意見がありますので、まず継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成者多数であります。

よって、請願第25号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査を継続することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することと決定されました。

この旨、議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査は、すべて終了しました。
本日の委員会を終了します。
閉会します。

午後1時39分 閉会